

# 持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画

(和文仮訳)

## I. 導入

1. 1992年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議(UNCED)は、持続可能な開発の達成に向けた基本原則及び行動計画を提供した。我々は、リオ原則、アジェンダ21およびアジェンダ21の更なる実施のための計画の完全実施に対する我々のコミットメントを改めて強く再確認する。さらに我々は、国連ミレニアム宣言、1992年以降の主要国連会議の成果及び国際合意を含め、国際的に合意された開発目標を達成することを約束する。

2. この実施計画は、UNCED以降の成果を土台とし、残されている目標の実現を促進するものである。この目的のために我々は、リオ原則、特に環境開発に関するリオ宣言の第7原則に述べられている共通だが差異のある責任の原則に留意して、あらゆるレベルで具体的な行動及び措置をとるとともに国際協力を強化することを約束する。こうした努力は、持続可能な開発の三つの構成要素(経済開発、社会開発、環境保全)を、相互に依存し補強し合う支柱として統合することをも促進する。貧困撲滅、持続可能でない生産消費形態の変更、経済、社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理は、持続可能な開発の、総体的目標であり、不可欠な条件である。

3. 我々は、この首脳会議の成果の実施が全ての人々、特に女性、青少年、児童及び社会的弱者に恩恵をもたらすべきであることを認識する。さらに実施に際しては、持続可能な開発という広く共有された目標を達成するために、パートナーシップ(特に、一方では南北の政府間における、他方では政府とメジャーグループの間におけるパートナーシップ)を通じてすべての関係当事者が関与すべきである。モンテレイ合意に反映されているとおり、このようなパートナーシップは、グローバル化する世界において持続可能な開発を目指す上での鍵である。

4. 各国国内における、また国際的なレベルにおける良いガバナンスは、持続可能な開発にとって不可欠である。国内レベルにおいては、適正な環境、社会及び経済政策、人々のニーズに答え得る民主的な制度、法の支配、腐敗防止対策、男女平等並びに投資に資する環境が、持続可能な開発の基礎である。グローバル化の結果、外的要因が開発途上国の国家努力の成功と失敗を決める上で決定的要素となってきた。先進国と開発途上国の間の格差は、持続可能な開発に向けて地球規模

で前進する気運を維持し増大させるために、特に資金、技術移転、債務及び貿易の分野における国際協力を支えるダイナミックかつ物事を実現可能にするような国際経済環境及び地球規模の政策決定への開発途上国の全面的かつ効果的な参画が、引き続き必要であることを示している。

5. 平和、治安、安定及び開発への権利を含む人権及び基本的自由の尊重並びに文化的多様性の尊重は、持続可能な開発を達成し、持続可能な開発が全ての人々に恩恵をもたらすことを確保するために不可欠である。

6. 我々は、持続可能な開発における倫理の重要性を認め、そのためアジェンダ21を実施するにあたり倫理を考慮する必要性を強調する。

## II. 貧困撲滅

7. 貧困を撲滅することは、今日世界が直面している最大の地球規模の課題であり、特に開発途上国にとっては、持続可能な開発のために不可欠な条件である。自国の持続可能な開発と貧困撲滅にむけた主要な責任は各国に帰する上、国家政策及び開発戦略の重要性は強調してもし過ぎることはないが、開発途上国が、アジェンダ21、他の国連会議の関連する成果及び国連ミレニアム宣言に盛り込まれているものを含め、国際的に合意された貧困関連目標及び目的を達成し得るようになるためには、協調された具体的措置をあらゆるレベルでとる必要がある。このことは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 2015年までに、世界の収入が1日1ドル以下の人々の割合、飢餓で苦しむ人々の割合を半減させ、同じ期日までに、安全な飲料水へのアクセスがない人々の割合を半減させること。

(b) 開発途上国の貧困撲滅と社会及び人間開発促進のために、国連総会で決定されるモダリティーに従って世界連帯基金を設立すること。その際、拠出の任意性、既存の国連基金との重複を回避する必要性を強調し、この試みに対する資金調達においては政府の役割と同様に民間部門、個人の役割を奨励する。

(c) 適切な場合は国の貧困削減政策を通じ、貧困層とその組織への権利附与を促進するために、持続可能な開発と地域及びコミュニティの開発のための国家計画を策定すること。これらの計画は、それぞれの優先事項を反映し、貧しい人々が、特に土地、飲料水、雇用機会、クレジット、教育、保健に関する生産資源、公共サービス及び

機関へのアクセスを増加させるべきである。

(d) 男女平等に基づいてあらゆるレベルの意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を促進することで、全ての政策と戦略にジェンダー主流化観を組み込み、女性に対するあらゆる暴力と差別を排し、経済機会、土地、クレジット、教育、保健サービスへの完全かつ平等なアクセスを通じて女性と女児の地位、保健及び経済福祉を改善すること。

(e) 先住民及びそのコミュニティによる経済活動へのアクセスを改善するための政策、方法及び手段を開発し、適切な場合には、訓練、技術支援、クレジット・ファシリテーターといった措置を通して彼らの雇用を増進すること。持続可能な採取を含め、再生可能資源と生態系への伝統的及び直接的依存は、先住民とそのコミュニティの文化的、経済的、物理的な福利にとって引き続き不可欠であることを認識すること。

(f) 開発途上国と経済移行諸国へ資金源の提供、技術支援及び知識の移転を行なうことにより、児童の特別なニーズ及び貧困、健康と環境との関連性を考慮に入れつつ、全ての人々に基本的な保健サービスを提供することで、環境が及ぼす健康への脅威を軽減すること。

(g) 世界中の児童が、男児も女児も同様に、初等教育の過程を修了することができ、教育の全課程に等しくアクセスを有することを確保すること。

(h) 貧困層、特に女性及び先住民コミュニティに対し、農業資源へのアクセスを提供し、適切な形で、土着の共有的資産管理システムを認知し保護する土地所有制度を推進すること。

(i) 持続可能な農業と農村開発を支援するために、基本的な農村インフラを整備し、経済を多様化し、農村貧困層の交通並びに市場、市場情報及びクレジットへのアクセスを改善すること。

(j) 中小規模の農家、漁家及び農村貧困層へ、農業生産と食料安全保障の改善を目的とするマルチステークホルダー及び官民のパートナーシップ等により、天然資源管理技術を含む基本的な持続可能な農業技術及び知識を移転すること。

(k) 例えば、都市及び地方生活者と企業を結びつける地域に根ざすパートナーシップを促進することで、収穫及び食品技術及び管理並びに衡平かつ効率的な流通機

構等を通じ、食料の入手可能性や購買可能性を高めること。

(l) 現在の傾向を逆転させ、土地及び水資源の劣化を最小限に抑えるために、気候及び気象情報及び予報、早期警報システム、土地及び天然資源管理、農業慣行並びに生態系保全の活用の改善等の措置を通じて砂漠化に対処し、干ばつ及び洪水の影響を緩和すること。これらは、貧困撲滅のための重要な手段の一つとして、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約を実施するために、適切な規程であり予測可能な資金を供与することを含む。

(m) 保健を改善し乳児及び児童の死亡率を減少させるために、国の持続可能な開発戦略及び貧困削減戦略が存在する場合にはこれらの戦略の中で水及び衛生の分野を優先させつつ、衛生施設へのアクセスを向上させること。

8. 清浄な飲料水及び十分な衛生施設の提供は保健と環境保護のために必要である。この関連で我々は、(ミレニアム宣言で示されたとおり)2015年までに、現在安全な飲み水を利用できない又は入手できない人々の割合を、また基本的衛生施設を利用することが出来ない人々の割合を半減することに合意する。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 効率的な家庭衛生システムを開発し、実施すること。

(b) 特に学校等の公共施設での衛生施設を改善すること。

(c) 安全な衛生習慣を普及させること。

(d) 行動変化をもたらす方途として、児童に焦点をあてた教育と働きかけを促進すること。

(e) 入手可能で、社会的、文化的に受入れ可能な技術と習慣を促進すること。

(f) 革新的な資金供与及びパートナーシップのメカニズムを開発すること。

(g) 衛生施設を水資源管理戦略に統合すること。

9. エネルギーへのアクセスが貧困撲滅を促進することに留意しつつ、2015年までに

貧困層の割合を半減する目標を含むミレニアム開発目標の達成を促進するに足る持続可能な開発のため、また、貧困を緩和するその他の重要なサービスを生み出す手段として、信頼性のある入手可能なエネルギー・サービスへのアクセスを改善するための共同行動をとり、全てのレベルにおいて、共に取り組む努力を向上させる。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 各国の特殊性及び状況を考慮しつつ、地方電化の拡大、地方分散型のエネルギー・システム、再生可能なエネルギー利用の増大、よりクリーンな液体及び気体燃料、エネルギー効率性の向上等さまざまな方法により、また、キャパシティー・ビルディング、資金及び技術支援及び貧困層にアクセスを提供するための特定の要因を認識したマイクロ及びメソレベルを含む革新的な金融メカニズム等を通じて各国の努力を支援する地域及び国際協力を強化することにより、信頼性のある、入手可能で、経済的に実現可能で、社会的に受け入れ可能で、環境上適正なエネルギー・サービス及びエネルギー資源へのアクセスを改善すること。

(b) 近代的バイオマス技術、薪の資源及び供給へのアクセスを改善し、農村部及びバイオマス事業の利用が持続可能である地域において、農業残渣物の利用も含むバイオマス事業を、商業化すること。

(c) 資源の管理、より効率の高い薪及び新しい又は改善された製品や技術の利用等、既存の利用様式の改善により、バイオマス及び適切な場合にはその他再生可能なエネルギーの持続可能な利用を促進すること。

(d) 環境上より適正で、社会的に受け入れ可能であり、費用対効果が優れていると判断される場合、よりクリーンな液体及び気体化石燃料の利用への移行を支援すること。

(e) 地方、準都市、都市地域における持続可能な開発と貧困撲滅のために信頼性のある、入手可能で、経済的に実現可能で、社会的に受け入れ可能で、環境上適正なエネルギー・サービスへのアクセスを改善するために、エネルギー分野における必要な経済的、社会的、制度的状況を作り出す手助けとなる国家エネルギー政策及び規制制度を構築すること。

(f) 適切な場合には地方及び孤立地域に特別な配慮を行いつつ、物事を実現可能にするような環境の創出を促進し、キャパシティー・ビルディングのニーズに取り組むことにより、貧困撲滅プログラムの不可分な要素として、信頼性のある、入手可能で、経済的に実現可能で、社会的に受け入れ可能で、環境上適正なエネルギー・サービス

へのアクセスを改善するために、国際及び地域協力を強化すること。

(g) 開発途上国においては、住民の生活水準の向上のためにエネルギー・サービスの急激な拡大が必要であること、及び、エネルギー・サービスは貧困撲滅と生活水準の向上に良い影響をもたらすことに留意し、エネルギーに関する国家政策を策定することは持続可能な開発のために有益な役割を果たすことを考慮しつつ、官民パートナーシップを含めた先進国の資金及び技術支援により、信頼性のある、入手可能で、経済的に実現可能で、社会的に受け入れ可能で、環境上適正なエネルギー・サービスへの貧困層のアクセスを急速に支援し、促進すること。

10. 貧困撲滅及び持続可能な天然資源管理に対する産業開発の貢献を強化する。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 開発途上国における産業生産力及び産業競争力並びに産業開発を強化するために、相互の合意に基づいて優先的な条件の下で環境上適正な技術を移転することも含め、支援を提供し、資源を活用すること。

(b) 国際労働機関(ILO)の「労働における基本的な原則及び権利に関する宣言」を考慮しつつ、収入を生む雇用機会を増大させるための支援を提供すること。

(c) 農村部社会の生活の源泉である農産品工業に特に焦点をあてつつ、訓練、教育、技術強化といった措置をとることを含め、零細企業、中小企業の発展を促進すること。

(d) 小規模鉱業事業から安全かつ持続的な生活の機会を得られるようにするため、開発途上国の地域社会に対し、適切な場合には、資金及び技術支援をおこなうこと。

(e) 調理と水加熱用の燃料を提供する又は節約するための、安全で低コストな技術を開発するために、開発途上国に対して支援を提供すること。

(f) 貧困層の持続可能な生活を創出するために、天然資源管理への支援を提供すること。

11. 「スラムなき都市」イニシアティブで提案されているように、2020年までに少なくとも1億人のスラム居住者の生活に意味のある改善をもたらすこと。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

- (a) 女性の家長に特別の配慮を払いつつ、都市及び地方の貧困層の土地と財産、適切な住居及び基本的サービスへのアクセスを改善すること。
- (b) 開発途上国への資金及び技術支援により、これらの国の文化、気候、特定の社会的状況、自然災害に対する脆弱性を考慮しつつ、貧困層のための適切で安全な住居建設のために低コストで持続可能な資材と適切な技術を使用すること。
- (c) 適切な国家政策、男女の機会均等の促進を通じて、都市貧困層のためのしかなるべき雇用、クレジット及び収入を増加させること。
- (d) 零細企業とインフォーマル部門にとって不必要な規制とその他の障壁を撤廃すること。
- (e) 都市開発計画の枠組み内でスラム整備プログラムを立案する際に地方自治体を支援し、特に貧困層の住宅法に関する情報へのアクセスを円滑にすること。

12. 国際労働機関(ILO)条約第182号に規定されている最悪の形態の児童労働を撤廃するために即座に効果的な措置を講ずるとともに、一般的に受け入れられた国際基準に反する児童労働の撤廃のための戦略を策定し、実施する。

13. 労働基準を保護主義的な貿易を目的として使用すべきでないことを強調する一方、要請に基づき、開発途上国が特に貧困状況に着眼した社会及び経済政策を通じて児童労働とその根本的原因に取り組むことを支援するための国際協力を促進する。

### III. 持続可能でない生産消費形態の変更

14. 世界規模で持続可能な開発を達成するためには、社会の生産消費形態の根本的な変更が不可欠である。特に、環境と開発に関するリオ宣言の第7原則に述べられている共通だが差異のある責任の原則も含めたりオ諸原則に留意しつつ、すべての国が裨益する形で、先進国が先導し、すべての国が持続可能な生産消費形態を促進すべきである。持続可能でない生産消費形態を変更するにあたり、政府、関係国際機関、民間セクター及びすべてのメジャーグループが、積極的役割を果たすべきである。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

15. 資源の利用と生産過程における効率性と持続可能性を改善し、資源の劣化、汚

染及び廃棄物を軽減することを通じて環境悪化に対処し、適切な場合には経済成長と環境悪化を分離することによって、生態系が持つ維持能力の範囲内で社会及び経済開発を推進するために、持続可能な生産消費形態への転換を加速するための計画に関する10年間の枠組みの策定を奨励し、促進する。途上国のために、全てのリソースからの資金的及び技術的支援とキャパシティー・ビルディングを活用することで、先進国が先導し、開発途上国の開発の必要性和能力を考慮に入れつつ、すべての国が行動を起こすべきである。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を必要とする。

(a) いくつかの国によって適用される基準は、他国、特に開発途上国にとっては不適切であり、不当な経済的、社会的損失でありうることを念頭におきつつ、具体的な活動、手段、政策、措置及び監視評価メカニズムを、また適切な場合には、ライフサイクル分析及び進展具合を測るための国家指標を特定すること。

(b) 特に環境と開発に関するリオ原則の第16原則に記載されている汚染者負担の原則を適用し、持続可能な生産消費形態の促進を目的とした政策と措置を採用し、実施すること。

(c) 適切な場合にはライフサイクル分析のような科学に基づくアプローチを活用して環境及び健康に対する影響を減少させると同時に、提供される製品及びサービスを改善するために、生産消費政策を策定すること。

(d) 地方、国家、地域の文化的価値を考慮しつつ、特に教育、公共及び消費者情報、広告やその他のメディアを通じて、全ての国、特に先進国の若年層と関係社会区分に向けた持続可能な生産消費形態の重要性についての啓発プログラムを策定すること。

(e) 人間の健康と安全面を含む持続可能な消費生産形態に関する情報を提供するために、効果的で、透明で、実証可能で、誤解を招かず、差別的でない消費者のための情報手段を自主的に開発し採用する。これらの手段は偽装された貿易障壁として使用されるべきではない。

(f) 関連国際機関と協力しつつ、相互に同意が存在する場合に、キャパシティー・ビルディング、技術移転及び開発途上国及び経済移行諸国との技術交換のために、すべての支援提供元からの資金的支援を利用して、環境効率性を高めること。

16. 特に適切な規制、資金及び法的枠組みの確立に向けたインセンティブと支援の



ための枠組み及び政策を通じて、すべての国においてよりクリーンな生産と環境効率への投資を増加させること。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む

(a) 生産性と持続可能な開発を改善する上で、とりわけ、特に中小企業に対して、また、特に開発途上国において、企業を支援するためのインセンティブとキャパシティー・ビルディングを提供することで、よりクリーンな生産計画と生産拠点及びより効率の高い生産方法を確立、支援すること。

(b) WTOの規則と整合的でない貿易の歪曲的な措置を避ける一方、すべての国において、国家資金による融資、ベンチャー・キャピタル、中小企業を対象とした技術支援及び研修プログラムといったよりクリーンな生産と環境効率への投資インセンティブを提供すること。

(c) よりクリーンな生産、環境効率及び環境管理について費用対効果が大きい事例に関する情報を収集し、広めるとともに、公共機関と民間機関の間での環境上適正な技術に関する優れた事例とノウハウの交換を推進すること。

(d) 中小企業に対し情報通信技術の使用について研修プログラムを提供すること。

17. 生産消費形態の問題を、持続可能な開発に関する政策、計画及び戦略、並びに、適用可能な場合には、貧困削減戦略に統合する。

18. 企業の環境的責任並びに企業の説明責任を向上させる。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 国際標準化機構(ISO)の基準や持続可能性の報告についての地球的規模報告イニシアティブのガイドラインといったイニシアティブを考慮に入れ、環境と開発に関するリオ宣言の第11原則を念頭に置きつつ、環境マネジメントシステム、行動規範、認証制度、環境及び社会問題に関する一般市民への報告を含む自主的なイニシアティブを通じて、社会的、環境的遂行能力を向上させるよう、産業界を促すこと。

(b) 企業、企業が企業活動をおこなっているところの地域社会、及びその他の利害関係者との対話を促すこと。

(c) 金融機関に対し、意思決定過程に持続可能な開発への配慮を組み込むよう促すこと。

(d) 研修及び教育プログラムを含む、職場におけるパートナーシップとプログラムを推進する。

19. 国家及び地方の開発計画、インフラへの投資、ビジネス開発、公共調達をはじめとする意思決定に持続可能な開発への配慮を取り入れるよう、あらゆるレベルの関係当局を促すこと。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) インフラ投資とビジネス開発に関する意志決定を含め、持続可能な開発に関する戦略及びプログラムの策定を支援すること。

(b) 原則として汚染者が汚染の費用を負担するべきというアプローチを考慮に入れつつ、公共の利益に十分配慮し、国際貿易及び投資をゆがめない形で環境費用のコストの内部化及び経済的手段の活用を引き続き促進すること。

(c) 環境上適正な財とサービスの開発と普及を奨励するような公共調達政策を促進すること。

(d) 本パラグラフに記載されているイニシアティブの実施に関し関係当局を支援するために、キャパシティー・ビルディングと訓練を提供すること。

(e) 環境影響評価手続きを活用すること。

\*\*\*\*\*

20. 各国が地球環境の悪化に異なった寄与を行っていることに鑑み、各国は共通だが差異のある責任を有することに留意しつつ、各国政府、関係地域及び国際機関、その他関係利害関係者に対し、国家的、地域的な特異性と状況を考慮しつつ、下記に記す諸問題と選択肢を含め、持続可能な開発委員会の第9回会合において採択された持続可能な開発のためのエネルギーに関する勧告と結論を実施するよう呼びかける。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 持続可能な開発委員会の持続可能な開発のためのエネルギーに関する決定9/1のセクションA、パラグラフ3及びセクションD、パラグラフ30に含まれている勧告及び結論に従い、資金源の提供、技術移転、キャパシティー・ビルディング及び環境上適正な技術の普及を活性化するために、さらなる行動をとること。

(b) エネルギーの効率性、価格性及び入手可能性を含むエネルギーへの配慮を、社会経済プログラム、特に主要なエネルギー消費部門の政策や、公共部門、輸送、産業、農業、都市の土地利用、観光、建設部門などの長期的エネルギー消費型インフラの立案、運営、維持に統合すること。

(c) エネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーのシェアを伸ばすこと、エネルギー効率性を改善すること、及び、よりクリーンな化石燃料技術を含む先進エネルギー技術への依存度を高めることを目的として、代替エネルギー技術を開発し、普及させること。

(d) 再生可能エネルギー資源の利用の拡大、より効率の高いエネルギー利用、及び、先進的でよりクリーンな化石燃料技術や伝統的なエネルギー資源の持続可能な利用を含む最先端エネルギー技術への依存度の向上を、適切な形で組み合わせること。このことにより、持続可能な開発の達成に向けて、長期的なエネルギー・サービスのニーズの高まりに応えられる可能性がある。

(e) 先進的で、よりクリーンで、より効率的で、入手可能で、費用効果の高い、化石燃料技術及び水力発電を含む再生可能エネルギー技術を含めたエネルギー技術の開発により、また、相互に合意した譲許性の条件に基づく途上国への当該技術の移転により、エネルギー供給を多様化する。緊急性に鑑み、全エネルギー供給における再生可能エネルギー源の寄与を増加させることを目的に、既存の国家及び自主的な、地域の目標やイニシアティブの役割を認識し、エネルギー政策が貧困撲滅への途上国の努力を支持する旨を確実にするため、再生可能エネルギー源の世界的シェアを十分に増大させる。また、この目的に向け進捗をレビューするため入手可能なデータを定期的に評価する。

(f) 原油生産に伴うガスの燃焼と排出を削減するための努力を、開発途上国への資金及び技術支援の提供を含め、民間部門を関与させつつ、支援すること。

(g) 人々の日常のエネルギー・ニーズを満たし、シンプルで地域に即した解決法を見出すために、再生可能なエネルギー技術を開発し、利用するにあたり、国際社会の支援を得つつ、土地固有のエネルギー資源及び様々な地域使用目的のインフラストラクチャーを開発、利用し、ローカルアジェンダ21のグループを含む地方のコミュニティの参加を促進すること。

(h) 国際社会より必要な支援を受けつつ、適切である場合には、エネルギー効率の高い技術の開発を推進することも含め、エネルギー効率に関する国内プログラムを確立すること。

(i) 特に開発途上国において、相互同意に基づき、譲与及び特惠条件を含む好条件で、より入手可能でよりクリーンなエネルギー効率技術及び省エネルギー技術の開発、普及及び展開並びにそのような技術の移転を加速すること。

(j) 開発途上国及び経済移行諸国が、次の分野を同じレベルで扱える状況を作り出すための政策及び規制の枠組を確立する自助努力を、国際金融機関及びその他の機関の政策が支援するよう勧告すること：再生可能エネルギー、エネルギー効率、先進的でよりクリーンな化石燃料技術を含む先進エネルギー技術並びに集権的、分散的及び地方分権的なエネルギーシステム。

(k) 国内努力及び国際協力を通じて、再生可能エネルギー、エネルギー効率性、先進的でよりクリーンな化石燃料技術を含む先進エネルギー技術を含む、様々なエネルギー技術の分野における研究開発の拡大を促進すること；持続可能な開発のための信頼性のある、入手可能で、経済的に実現可能で、社会的に受け入れ可能で、環境にやさしいエネルギーに取り組む国家及び地域の研究開発機関／センターを強化すること。

(l) 特に開発途上国のキャパシティー・ビルディングと技術移転活動の努力を支援、促進するとともに、情報のクリアリングハウスとしての役割を果たす持続可能な開発のためのエネルギー技術に関する能力を有するセンター間をつなげることで、地域的なネットワーク化も含め、持続可能な開発のためのエネルギーに関して優れたセンター間のネットワーク化を促進すること。

(m) 利用可能なエネルギー資源とエネルギー技術について、男性と女性の双方に対して情報を提供するための教育を推進すること。

(n) 開発途上国、特に最貧国と小島嶼開発途上国が、エネルギー効率性の向上及びエネルギーの節約、再生可能エネルギー及び先進的でよりクリーンな化石燃料技術を含む先進エネルギー技術を向上させることを含め、それぞれの国の訓練、技術的ノウハウ及び信頼性のある、入手可能で、経済的に実現可能で、社会的に受け入れ可能で、環境にやさしいエネルギーに関する国家機関の強化に必要なニーズを満たすために、資金的手段及びメカニズム、特に地球環境ファシリティ(GEF)を、そのマン

データの範囲内で利用すること。

(o) さらなる安定性と予測可能性を達成すること、及び、信頼性のある、入手可能で、経済的に実現可能で、社会に受け入れ可能で、環境にやさしいエネルギー・サービスへの消費者のアクセスを確保することを目的とし、需要と供給の双方に関するエネルギー市場の機能、透明性及び情報を改善するための努力を支援すること。

(p) 途上国の発展への潜在的悪影響を最小限にとどめる目的で、これらの国の特定のニーズ及び特定の状況を十分考慮しつつ、税制の構造改革を行うことや、有害な補助金が存在する場合に、その環境上の影響を反映させるためにこれらを段階的に廃止することを含む市場の歪みを軽減する政策は、改善された市場シグナルの利用及び市場の歪みの排除を通じ、持続可能な開発と共存可能なエネルギーシステムの増進につながる。

(q) 各国の、特定の事情及び異なる開発水準を十分に勘案し、特に開発途上国に与えるその悪影響を考慮し、適切な場合には、持続可能な開発を妨げるこの分野の補助金を段階的に廃止するための行動をとる。

(r) 政策はそれぞれの国によって決定されるべきであること、及び、それぞれの国の特質、能力及び発展段階が検討されるべきことを十分考慮しつつ、各国政府は、特に存在する場合は持続可能な開発に関する国家戦略に反映された形で、持続可能な開発を支援する方向で国内エネルギー市場の機能を改善し、市場障壁を克服し、市場へのアクセスを改善するよう奨励される。

(s) 特に、開発途上国が自国のあらゆる階層の人々に対し、信頼性のある、入手可能で、経済的に実現可能で、社会的に受け入れ可能で、環境にやさしいエネルギー・サービスを提供するための国内努力を支援するために、持続可能な開発のためのエネルギーに関する地域的及び国際的な協力を強化するために、国家及び地域のエネルギー機関又は取極めを強化すること。

(t) 各国の異なる状況を考慮に入れつつ、政府、国際機関、並びに再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進のエネルギー技術、及び先進的でよりクリーンな化石燃料技術を含む、エネルギーのアクセスに関する分野におけるビジネスと産業を含む利害関係者が学んだ教訓を基に、官民パートナーシップによるものを含めて、各国が持続可能な開発委員会第9回会合の枠組みの中で行動を進展し、実施することを強く促す。

(u) アジェンダ21の更なる実施のための行動計画のパラグラフ46 (h)に留意しつつ、適切な場合には、持続可能な開発のためのエネルギーに関する教育とキャパシティー・ビルディングの推進のための地域及び国家の取り組みを強化しつつ、既存のマンデートの範囲内で持続可能な開発のためのエネルギーの様々な問題に取り組む国際及び地域機関及び主体の間の協力を促進すること。

(v) 配電網と石油及び天然ガスのパイプラインの相互接続を含め、国境を超えたエネルギー貿易を促進するための地域協力の取極めを、適当な場合には、強化し、円滑化すること。

(w) エネルギーの地域、国家・国際生産者と消費者との間で、対話フォーラムを強化し、適切な場合には、促進すること。

21. 安全で、低廉で、効率的な輸送を提供し、エネルギー効率を高め、汚染を軽減し、混雑を緩和し、健康への悪影響を軽減し、都市の乱開発を制限することを目的として、国家の優先事項及び状況を考慮しつつ、国家、地域、地方レベルで輸送サービス及びシステムに関する政策決定における統合的アプローチ、及び、土地利用、インフラ、公共輸送システム、物流ネットワークに関する政策及び計画を含む持続可能な開発を推進するためのシステムを推進する。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 輸送の価格性、効率性、利便性を改善するため、また、都市の大気の状態と衛生環境を改善し、環境にやさしく低廉で社会的に受け入れ可能な優れた車両技術の開発等を通じて温室効果ガスの放出を削減するために、特定の地域、国家、地方状況を反映しつつ、持続可能な開発のための交通戦略を実施すること。

(b) 開発途上国と経済移行諸国への技術及び資金協力を通じて、持続可能でエネルギー効率のよい公共の大量輸送システムを含むマルチ・モーダルな運輸システム及び地方におけるより良い運輸システムの構築のための投資とパートナーシップを促進すること。

22. 開発途上国への資金、技術、その他の援助により、環境への悪影響を最小限に抑え、資源効率を向上させるために、政府当局とすべての利害関係者が参加しつつ、廃棄物の発生を防ぎ、あるいは最少化し、再利用、リサイクル及び環境に優しい代替物質を最大限に活用する。これは、全てのレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 廃棄物に含まれるエネルギーを再利用するための技術を含め、廃棄物の抑制と最少化、再利用とリサイクル並びに環境上適正な廃棄物処分施設を最優先課題として、廃棄物管理システムを開発し、また、開発途上国への国際支援により、都市と地方の廃棄物管理を支援し、収入の機会を提供する小規模廃棄物リサイクル・イニシアティブを促進すること。

(b) 再利用可能な消費財及び生物分解性の製品の生産を奨励し、必要なインフラを整備することにより、廃棄物の発生防止と最少化を促進すること。

23. 持続可能な開発と人の健康と環境の保護のために、ライフサイクルを考慮に入れた化学物質と有害廃棄物の健全な管理のためのアジェンダ21で促進されている約束を新たにする。とりわけ、環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に記載されている予防的取組方法 (precautionary approach) に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。また技術及び資金協力を行うことにより、開発途上国が化学物質及び有害廃棄物の適正な管理を行う能力を高めることを支援する。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約が2003年までに発効することが可能となり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が2004年までに発効することが可能となるように、これらを含む化学物質と有害廃棄物に関する関係国際文書の批准と実施を促進するとともに、これらの実施に際して開発途上国を支援するとともに、調整を促進し、改善すること。

(b) 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム(IFCS)によるバイア宣言及び2000年以降の優先行動事項に基づき、2005年までに国際化学物質管理への戦略的アプローチを更に発展させること、また、このために国連環境計画(UNEP)、IFCS、化学物質の管理に携わるその他の国際機関、その他関係国際機関及び主体が、適切な形で、緊密に協力するよう促すこと。

(c) 化学物質の分類及び表示に関する新たな世界的に調和されたシステム(GHS)を2008年までに完全に機能させるよう、各国に対し同システムを可能な限り早期に実施

するよう促すこと。

(d) 化学物質及び有害廃棄物の環境上適正な管理を向上させ、環境関連の多国間協定を実施し、化学物質及び有害廃棄物に関連する諸問題についての人々の意識を高め、更なる科学的データの収集と利用を促進することを目的とし、そのための活動を促進するためのパートナーシップを促進すること。

(e) 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の関係国際文書に基づく義務と合致する形で、有害化学物質と有害廃棄物の国際的不法取引を防止し、有害廃棄物の国境を越える移動と処分により生ずる損害を防止するための努力を促進すること。

(f) 国内における PRTR 制度のような、化学物質に関する一貫し統合された情報の取得を促すこと。

(g) 水銀とその化合物に関する UNEP のグローバル・アセスメントなどの関係する研究をレビューすること等を通じて、人の健康と環境に害を及ぼす重金属によるリスクの軽減を促進すること。

#### IV. 経済及び社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理

24. 人間の快適な生活と経済活動にとって欠かすことのできない資源とサービスを提供する生態系全体に対して人間の活動が及ぼす影響が増大している。持続可能で統合された方法で、この基礎となる天然資源を管理することは、持続可能な開発に不可欠である。これの関連で、現行の天然資源の劣化傾向を可能な限り早期に逆転させるためには、地域、国及び地方の能力を高めつつ、生態系を保全し、土地、水、生物資源の統合的な管理を達成するための国家、適切な場合には地域のレベルで採択された目標の達成を含む戦略を実施する必要がある。

25. 資金及び技術協力により、安全な飲料水に関するミレニアム開発目標を達成するための行動計画を立ち上げる。この関連で我々は、(ミレニアム宣言で示されたとおり) 2015年までに安全な飲み水を利用できない又は入手できない人々の割合を半減し、また基本的衛生施設を利用することが出来ない人々の割合を半減することに合意する。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。



(a) 水と衛生に関するインフラ及びサービスが貧困層のニーズを満たし、ジェンダーに十分配慮したものであることを確保しつつ、あらゆるレベルで国際的、国内的な資金を動員し、技術移転をおこない、優良事例を促進し、これらインフラ及びサービス開発のためのキャパシティー・ビルディングを支援すること。

(b) 水資源の管理とプロジェクトの実施に関連する政策や意思決定を支援するため、あらゆるレベルで、女性を含めて公共情報及び参加へのアクセスを促進すること。

(c) 全利害関係者の支援を得て、国家レベルで、また、適切な場合は地域レベルでの水管理とキャパシティー・ビルディングについて政府による優先行動を促進するとともに、アジェンダ21の第18章を実行するために、新規に追加的な資金源及び革新的な技術を促進し、提供すること。

(d) 入手可能な衛生施設及び産業排水及び生活用排水処理のための技術を導入し、地下水汚染の影響を軽減し、国家レベルで監視システムと効果的な法的枠組みを確立することにより、健康への脅威を軽減し、生態系を保全するために、水質汚濁の防止を強化すること。

(e) 持続可能な水利用を促進し水不足に対処するための予防及び保護対策を実施すること。

26. あらゆるレベルにおける以下の行動を通じて、開発途上国を支援しつつ、2005年までに統合的水資源管理及び水効率プランを策定する。

(a) 河川流域及び地下水の統合的な管理を考慮した国家及び地域における戦略、計画及び行動計画を策定し、実施するとともに、水の損失を減らし再利用を促進するために水インフラの効率性を改善する措置を導入すること。

(b) 規制、監視、自主的措置、市場及び情報に基づく手段、土地利用管理、及び、貧困層の安全な水へのアクセスを阻むことのない形での水サービスの原価回収を含む、すべての政策手段を用い、統合流域アプローチを採用すること。

(c) 水資源のより効率的な使用また競合する用途の間での水資源の有効な配分を、人間の基本的な要求を充足することを優先しつつ、生態系とその機能の維持・再生のための必要性(特に脆弱な生態系においては)と人間の生活(飲料水の水質保全を含む)、工業及び農業での要求を比較検討しながら行なうこと。

(d) 深刻な水関連事象による影響を緩和するためのプログラムを策定すること。

(e) 技術及び資金援助並びにキャパシティー・ビルディングを通じて、開発途上国及び水不足状態にある又は干ばつや砂漠化に直面している地域に対する非在来型の水資源と保護技術のための技術普及とキャパシティー・ビルディングを支援する。

(f) 科学技術、技術及び資金面での支援その他の方途を通じて、開発途上国におけるエネルギー効率が高く、持続可能な、費用対効果の高い方法による海水淡水化、水のリサイクル、海岸の霧からの水の採取のための努力及びプログラムを、適切な場合に、支援すること。

(g) 地域的条件を尊重し、全ての利害関係者を参加させ、公共機関と民間企業の実績を監視し説明責任を改善しつつ、政府による安定した透明性の高い国内的な規制枠組みの中で、貧困層のニーズを優先させる官民パートナーシップ及びその他の形のパートナーシップの確立を促進すること。

27. 国別モニタリング・ネットワーク及び水資源データベースの構築あるいは更なる発展並びに関連国別指標の開発を通じて、開発途上国及び移行経済にある諸国が水資源の量および質を監視し評価するための努力を支援すること。

28. 共同観測・研究における協力を通じて、水資源管理及び水循環の科学的知見を改善する。また、この目的のために知識の共有を勧奨・推進し、特に経済移行諸国に対し、リモートセンシング及び衛星技術を含むキャパシティー・ビルディング及び技術移転を相互の合意により提供する。

29. 政府間の意志決定のために情報を提供する他の国際機関や市民団体からの協力を活用しつつ、国連システム内及び国連機関と国際金融機関の間の双方で、様々な国際機関、政府間機関及びプロセスの間の効果的な協調を促進すること；提案を策定し、支援し、国際淡水年(2003年)とそれ以降の活動を進めるためにも、より緊密な協力が促進されるべきである。

30. 海洋、島嶼、沿岸地域は地球の生態系の統合的かつ不可欠な要素であり、世界的な食糧安全保障及び、特に開発途上国において、経済の繁栄・福祉の維持にとり、極めて重要である。持続可能な海洋の開発を確保するため、関連する機関の間の世界的及び地域的レベルを含む効果的な調整及び協力並びにあらゆるレベルでの以

下の行動が必要である。

(a) 海洋活動に係る包括的法的枠組みを規定する国連海洋法条約の批准・加盟及び実施を行うよう各国に招請すること。

(b) 海洋、沿岸地域、及び海域の持続可能な開発を達成するための行動プログラムであるアジェンダ21第17章の実施を、以下のプログラム分野を通じて促進すること：排他的経済水域を含む沿岸地域の統合的管理と持続可能な開発；海洋環境の保護；海洋生物資源の持続可能な利用と保存；海洋環境と気候変動の管理のためのクリティカルな不確実性への対処；地域を含む国際協力・協調の強化；並びに小島嶼国の持続可能な開発。

(c) 国際連合の組織内で、海洋及び沿岸地域の問題について、効果的で、透明性があり、かつ定期的な関連機関間の調整メカニズムを確立すること。

(d) 海洋生態系における責任ある漁業に関するレイキャビック宣言及び生物多様性条約の決定5 / 6に留意し、生態系アプローチの2010年までの適用を奨励すること。

(e) 統合的、学際的、多部門にわたる国家レベルでの沿岸地域・海洋の管理の促進及び沿岸国の海洋政策・統合沿岸管理に関するメカニズムの開発を奨励・支援すること。

(f) 関連する地域機関及びプログラムの間(UNEP地域海計画、地域漁業管理機関、その他の地域科学・健康・開発機関)の地域協力及び調整を強化すること。

(g) 漁業資源の保存及び持続可能な管理並びに持続可能な沿岸小規模漁業活動の促進と、適当な場合には関連するインフラの造成を通じたものも含めた統合沿岸地域管理(ICAM)計画の実施を目的として、開発途上国が行う、地域的及び小地域的レベルでの政策及びプログラムの調整を支援すること。

(h) 海洋問題の進展についての国連総会による年次のレビュー及び次回第57回総会におけるその効率性と有効性のレビューを促進するために、国連総会決議54 / 33によって設立されたオープンエンドの国連非公式協議プロセスの作業に留意すること。

31. 持続可能な漁業を達成するために、あらゆるレベルで以下の行動が必要である。

(a) 枯渇した資源については、緊急に、また可能な場合には2015年までに、資源が最大持続生産量を産出する水準に維持するか回復させることを達成するとの目的をもって、資源を最大持続生産量を産出できる水準に維持し又は回復させること。

(b) 特に国連公海漁業協定及びFAO遵守協定に留意しつつ、妥当な国連の協定又は取決め及び、適当な場合には、関連する地域漁業協定又は取決めを批准・加入し、効果的に実施すること。

(c) 第5条に記されている開発途上国の特別な要請に留意しつつ、FAOの責任ある漁業のための行動規範を実施すること。また、関連するFAO国際行動計画及び技術ガイドラインを実施すること。

(d) FAO国際行動計画を有効に実施するために、国内行動計画及び適当な場合には、地域行動計画を、緊急に作成し、実施する。特に、漁獲能力の管理に関する国際行動計画については2005年までに、違法・無報告・無規制漁業を防止、抑制、廃絶するための国際行動計画（IUU 漁業国際行動計画）については2004年までに作成し、実施すること。IUU国際行動計画を促進するために、漁船の効果的なモニタリング、報告、及び取締、並びにコントロールを、旗国をはじめとして確立すること。

(e) 関連する地域漁業管理機関及び取決めに対して、ストラドリング資源及び高度回遊性魚類資源の割当配分の問題を扱う場合には、公海及び排他的経済水域に関し、国連海洋法条約及び国連公海漁業協定の規定を認識し、沿岸国の権利、義務及び利害並びに開発途上国の特別な要求に正当な考慮を払うよう奨励すること。

(f) 開発途上国に対するこの分野の重要性を考慮し、漁業補助金に関するWTOの規律の明確化及び改善のためにWTOで行われている努力を完了しつつ、IUU漁業及び過剰漁獲を助長する補助金を撤廃すること。

(g) 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国並びに市場経済移行国が、国内的、地域的、小地域的な基盤整備を行い、漁業の統合的管理及び持続的利用が可能となるよう、国際的な財政機関、二国間の機関、及びその他の利害関係者間での資金提供者の協調及びパートナーシップを強化すること。

(h) 食料安全保障及び経済発展のための重要性の高まりを踏まえ、小規模養殖業を含む、養殖業の持続可能な開発を支援すること。

32. アジェンダ21第17章に従って、関連する国際文書に妥当な考慮を払い、全てのレベルで以下の行動をとることにより、海洋の保全及び管理を促進する。

(a) 沿岸国の管轄権の及ぶ区域の内外を含めて、重要かつ脆弱な海洋及び沿岸地域の生産性及び生物多様性を維持すること。

(b) 特に開発途上国における財政的資金及び技術的支援の緊急動員並びに人的及び制度的能力の開発を通じたものを含めて、「生物多様性条約の海洋及び沿岸の生物多様性の保全及び持続可能利用に関するジャカルタ・マンデート」から派生する作業プログラムを実施すること。

(c) 生態系アプローチ、破壊的漁業慣習の排除、代表的ネットワークの2012年までの設立及び幼育の場と期間を保護するための期間・区域禁漁を含む国際法に整合し科学的情報に基づいた海洋保護区の設置、適切な沿岸陸域の利用、集水域計画及び海域・沿岸域管理の重要部門への統合を含む、多岐にわたるアプローチ及び手段の利用を開発・促進すること。

(d) サンゴ礁及び湿地を含む海洋の生物多様性の喪失を停止させるための、国内、地域、国際的プログラムを開発すること。

(e) 生物多様性条約との共同作業プログラム、並びに、サンゴ礁、マングローブ、藻場、干潟を含む湿地生態系の共同管理計画及び国際的ネットワークを強化するための、国際サンゴ礁イニシアティブにより求められる行動プログラムを含めて、ラムサール条約を実施すること。

33. 2002年から2006年にかけての都市排水、生息地の物理的改変及び破壊並びに栄養塩類に特に重点を置きつつ、あらゆるレベルにおける以下の行動により、陸上起因の活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)及び陸上起因の活動からの海洋環境の保護に関するモントリオール宣言の実施を進展させること。

(a) 開発途上国のニーズに特別の配慮をしつつ、パートナーシップ、科学調査及び技術的知見の普及を促進し、国内、地域及び国際資源を活用し、人的及び制度的なキャパシティー・ビルディングを推進すること。

(b) GPAの目標を主流化し、海洋汚染のリスクと影響を管理するために、国家及び

地域プログラム及びメカニズムの開発における開発途上国の能力を強化すること。

(c) 加速された環境変化及び開発負荷を被りやすい地域に特に留意しつつ、地域的な行動計画を策定し、沿岸及び海洋資源の持続可能な開発のための戦略計画との連携を改善すること。

(d) 2006年の次期GPA会議までに、陸上起因の活動からの海洋環境の保護について実質的な成果を達成できるようあらゆる努力をばらう。

34. あらゆるレベルにおける以下の行動により、海上の安全及び海洋環境の汚染からの保護を拡充する。

(a) 海上安全の強化、有害な防汚塗料の使用を含む船舶による海洋汚染と環境被害からの海洋環境の保護に関する条約、議定書及びその他の国際海事機構(IMO)の合意文書を批准し又はこれらに加盟し、これらを実施するよう各国に招請するとともに、旗国によるIMOの法的文書の実施を確保するためのより強力なメカニズムを検討するようIMOを促すこと。

(b) パラスト水中の移入種への対応措置の開発を加速すること。IMOに対し、船舶のパラスト水と沈殿物の規制と管理に関するIMO国際条約の策定を完了するよう促すこと。

35. 特に関係する国際文書に従っておこなわれる事前通報及び協議の枠組みを含む、国際海上輸送及びその他放射性物質、放射性廃棄物、使用済燃料の国境を超えた移動に関連する効果的な責任メカニズムを有することの重要性を強調する一方、国際原子力機関総会の決議GC(44)/RES/17パラグラフ8を想起し、放射性廃棄物が環境と人間の健康に悪影響を及ぼす深刻な潜在を考慮しつつ、各国政府が、それぞれの国の状況を勘案しつつ、安全性に関する対策と国際的に合意された規制を検討しさらに改善するための取り組みを行うよう奨励する。

36. あらゆるレベルにおける以下の行動を通じて、適正な政策決定の重要な基盤としての海洋、沿岸生態系への科学的理解及び評価を改善する。

(a) 海洋生物資源及び海洋非生物資源の保存と管理に関する海洋科学、海洋技術及び手法の適切な移転、海洋環境状況のタイムリーな予測及び評価のための海洋観測能力の拡大、世界的、地域的レベルでの統合評価を含む、科学的、技術的な協力

を増大させること。

(b) 既存の地域的評価をもとに2004年までに国連の下に、現行の及び予測可能な社会経済的側面を含め海洋環境の状態についての地球規模の報告及び評価を行うための常設のプロセスを構築すること。

(c) 沿岸及び海洋環境及びそこに存在する海洋生物資源及び非生物資源にとって潜在的脅威となるプロジェクトや活動に対し、特に環境影響評価、環境評価及び環境報告の手法の利用を促進すること等により、海洋科学、海洋情報、海洋管理の能力を向上させる。

(d) 海洋科学と海洋及び海洋資源の持続可能な管理における国及び地方の能力を向上させるため、ユネスコの政府間海洋学委員会、FAO並びにその他関係国際機関、地域機関、準地域機関の能力を強化すること。

37. 脆弱性、リスク評価及び予防、緩和・準備・対応・復旧を含む災害管理に取り組むための統合され、多くの災害に対応でき、包含的なアプローチは、21世紀のより安全な世界にとって不可欠な要素である。あらゆるレベルにおける以下の行動が必要である。

(a) 国際防災戦略の役割を強化し、国際社会に対しその信託資金に必要な資金を提供するよう促すこと。

(b) 効果的な地域、準地域及び国家戦略及び災害管理のための科学的及び技術面での制度的なサポートを支援すること。

(c) 地上観測の改善及び衛星データ利用の増加、技術的及び科学的知識の周知、被害を受けやすい国々への支援の提供を通じて、各国の制度的能力を強化し、国際共同観測・研究を推進すること。

(d) 特に湿地及び流域の保全と回復、土地利用計画の改善を推進し、湿地への気候変動の潜在的な悪影響を評価するための手法と方法論をより改善し、より広範に適用し、適切な場合は、こうした悪影響に対して特に被害を受けやすい国家を支援することにより、その国家における洪水と干ばつのリスクを軽減すること。

(e) 気候変動の潜在的な悪影響を評価する技法と方法論を改善し、気候変動に関

する政府間パネルによるこうした悪影響の継続的評価を促すこと。

(f) 災害の影響を緩和するために、伝統的な知識及び先住民の知識の普及と利用を促し、また、訓練活動と国民意識の向上を通して等、地方自治体による地域密着型の災害管理計画を推進すること。

(g) 必要に応じ、NGO、科学界、その他のパートナーが、合意済みの関係ガイドラインに沿って、自然災害管理について継続的な任意拠出金を支援すること。

(h) ISDRと合致する形で、災害管理における早期警戒システムと情報ネットワークを構築し、強化すること。

(i) エルニーニョ現象国際研究センターを含む異常気象現象に取り組む機関に支援を提供することを通じ、異常気象現象、特にエル・ニーニョ/ラ・ニーニャ現象を予測するための早期警戒システムの改善を含め、科学的情報及び技術情報を収集し普及するための能力をあらゆるレベルで構築し、強化すること。

(j) 被害を受けた国々が非常時に対処する能力を向上させるために、環境に悪影響を及ぼす重大な技術的災害及びその他の災害の予防、緩和、準備、対処及び復旧における協力を促進すること。

38. 地球の気候変動とその悪影響は人類の共通の関心事である。我々は、すべての国、低開発途上国および小島嶼開発途上国を含む特に開発途上国が、気候変動による悪影響のますます大きなリスクに直面していることを依然として深く懸念し、また、この脈絡において貧困、土壌劣化、水と食糧へのアクセス、人の保健の諸問題は地球規模の関心の中心にあることを認識する。国連気候変動枠組条約は、地球規模の関心事である気候変動に取り組むための重要な手段であり、また、我々は、食糧生産が脅かされず、経済開発が持続可能な形で進むことが可能となることを確保するために、我々の共通だが差異のある責任と個別の能力に従って、生態系が気候変動に自然に適応しうるために十分な時間的枠組みの中で、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるという条約の究極的目的を達成する決意を再確認する。国連ミレニアム宣言においてできるだけ国連環境開発会議の十周年に当たる2002年までに国連気候変動枠組条約京都議定書の発効を確保するために全力を尽くし、また、温室効果ガス排出量の必要な削減に取り組むことを各国政府首脳が決意したことを想起して、京都議定書を締結した諸国は、まだ締結していない諸国に対して京都議定書をタイムリーに締結す



るよう強く求める。すべてのレベルで以下の行動が必要である。

- (a) 国連気候変動枠組条約の下でのすべてのコミットメント及び義務を履行すること。
- (b) 国連気候変動枠組条約の目的達成に向けて各国が協力して取り組むこと。
- (c) マラケシュ合意を含むUNFCCCの実施の約束と一致する形で、開発途上国、経済移行諸国へ技術・資金援助、キャパシティー・ビルディングを提供すること。
- (d) 特に開発途上国において、科学的なデータ及び情報の交換のためにIPCCに対する支援を継続すること等により、科学的及び技術的な能力を築き強化すること。
- (e) 技術的解決策を開発し移転すること。
- (f) 民間部門の関与、市場志向型のアプローチ、並びに協力的な公共政策及び国際協力等を通じ、開発の主要部門、特にエネルギー部門については投資の主要部門、について先進的技術を開発し普及させること。
- (g) 観測ステーションの改善、衛星の利用の増加及びすべての国、特に開発途上国の利用のために提供されうる高精度なデータを作り出すためのこれらの観測の適切な統合により、地球の大気、陸域及び海洋の組織的観測を推進すること。
- (h) 関係国際機関、特に気候変動枠組条約に協力する国連の専門機関の協力を得て、地球の大気、陸域及び海洋をモニターするため、適切な場合は統合地球観測のための戦略を含む、一国の、地域的及び国際的な戦略の実施を拡大すること。
- (i) 北極評議会イニシアティブのような、地域及び先住民コミュニティに対する環境上の、経済的及び社会的影響を含め、気候変動の結果を評価するためのイニシアティブを支援すること。

39. 特に地球環境の悪化に対する異なった寄与の観点から各国は共通だが差異のある責任を有するとの原則も含めたりオ諸原則に留意しつつ、越境大気汚染を含む大気汚染、酸性雨、オゾン層破壊を軽減するために国際的、地域的、国家的レベルでの協力を強化する。これは、全てのレベルにおける以下の行動を含む。

- (a) 健康に及ぼす害を含め大気汚染の影響を観測し、軽減し、評価するための開発

途上国及び経済移行諸国の能力を強化し、これらの活動のために資金的及び技術的支援を提供すること。

(b) 2003年/2005年までに十分な資金の補充を確保することによって、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の実施を促進すること。

(c) オゾン層保護のためのウィーン条約及びモントリオール議定書により確立された遵守確保メカニズムを含む効果的な枠組みをさらに支援すること。

(d) オゾン層破壊と気候変動の間には、科学的及び技術的相互関係があることに留意しつつ、2010年までに、入手可能で、アクセスしやすく、費用対効果が高く、安全で、環境上適正なオゾン層破壊物質の代替物質への開発途上国のアクセスを改善し、開発途上国がモントリオール議定書に定められたオゾン層破壊物質の削減スケジュールを遵守することを支援すること。

(e) オゾン層破壊物質の違法取引に対処するための措置をとること。

40. 農業は、増えつづける地球人口のニーズに対応するために重要な役割を果たし、特に開発途上国における貧困撲滅とは表裏一体である。あらゆるレベルで、また、農村開発、農業、栄養及び食料安全保障のすべての側面について、女性の役割を拡大することが肝要である。持続可能な農業と農村開発は、環境上持続可能な形で食料の増産並びに食料安全保障及び食品安全を強化することに向けた統合的なアプローチを実施する上で不可欠である。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 世界食料サミットの成果と合致する形で、また、締約国については経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第11条の義務と合致する形で、貧困対策措置と組み合わせつつ食料安全保障と飢餓撲滅を促進すること等により、2015年までに、飢餓で苦しんでいる世界の人々の割合を半減するとのミレニアム宣言の目標を達成し、食料を含め、彼らとその家族が健康と快適な生活を営むに足る生活水準を享受する権利を実現すること。

(b) 再生可能資源の持続可能な利用と社会経済及び環境の潜在的能力の統合的な評価に基づいて、統合的な土地管理及び水利用計画を策定し、実施し、加えて、政府、地方当局及び地域社会が土地と水資源の量及び質を監視し、管理するための能力を強化すること。

(c) 淡水、沿岸、海洋環境の長期的な持続可能性を推進するために、水資源の持続可能な利用、保護、管理への理解を深めること。

(d) 特に、地域独自の、かつ地域コミュニティに根ざしたアプローチを通じ、持続可能な形で、農業、林業、湿地、零細漁業及び養殖魚業における土地の生産性及び水資源の効率的な利用を向上させるためのプログラムを推進すること。

(e) 適切な技術協力及び資金援助を提供することで、オアシスを沈泥、土地の劣化、塩度の増加から保護するための開発途上国の努力を支援すること。

(f) 持続可能な農業と食料安全保障に関連するすべての側面及びあらゆるレベルで女性の参加を拡大すること。

(g) 関係国際機関の支援により、例えば、環境上適正で低コストな技術に関連する事例等について、優れた事例の農民同士の交換が行われるきっかけとするために、国家の研究及びエクステンション・サービスと農民組織を強化することで、土地利用の慣行に関する既存の情報システムを統合すること。

(h) 土地固有の資源管理システムを保護し、農村計画と開発への全ての適切な利害関係者の男女の差別のない参加を支援するために、適切な場合は、対策を講ずること。

(i) 異なる国内法及び土地の利用及び所有制度が存在することを認識しつつ、明確に定義され執行可能な土地と水に関する権利を保証し土地所有の法的な保証を促進する政策を採用し、法律を施行し、さらに、持続可能な生活を拡充するために土地所有制度の改革を行っている開発途上国及び経済移行諸国に対し技術及び資金援助を行なうこと。

(j) 持続可能な農業のための民間部門の融資の減少傾向逆転させ、適切な技術及び資金援助を提供し、民間部門の投資を促進し、農業研究、天然資源管理能力、研究成果の農村社会への普及を強化するための開発途上国と経済移行諸国の努力を支援すること。

(k) 特に小規模灌漑及び排水のリサイクルと再利用等の手法を採用することで、農業関連企業と農民が水利用と水質を監視し管理する市場インセンティブを用いること。

- (l) 付加価値のある農産物の既存の市場へのアクセスを拡大し新市場を開発すること。
- (m) 汚染が深刻な問題となっている場合には適切な技術支援を行い、先進国と経済移行諸国の更地になっている商工業地域の再開発を拡大すること。
- (n) 麻薬作物による社会的、経済的及び環境上の悪影響を考慮しつつ、麻薬作物の違法栽培を防止するための国際協力を強化すること。
- (o) 環境上適正で、効果的で、効率がよい形で、土壌の肥沃度を改善するための慣行を活用したり、農業害虫を駆除するためのプログラムを推進すること。
- (p) 持続可能な農業生産と食料安全保障を増進するために、既存のイニシアティブを強化し、調整を改善すること。
- (q) 食物と農業のための植物遺伝子資源に関する国際条約を批准していない国に対し、批准を慫慂すること。
- (r) 伝統的で地域独自の農業システムの保存と持続可能な利用及び管理を推進し、地域独自の農業生産モデルを強化すること。

\*\*\*\*\*

41. 土地を維持、回復させるために砂漠化と土地の劣化の原因に取り組むために、また土地の劣化に起因する貧困に取り組むために、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国、特にアフリカの国において砂漠化に対処するための国際連合条約の実施を強化する。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

- (a) あらゆるレベルにおいて適切かつ予測可能な資金源、技術移転及びキャパシティー・ビルディングを活用すること。
- (b) 国際社会の支援により、また、地方レベルの分権プロジェクト等を通じて、条約及びその関連プロジェクトのタイムリーかつ効果的な実施を確保するために、国家行動計画を策定すること。

(c) 気候変動枠組条約、生物多様性条約及び砂漠化対処条約に対し、適切な形で各条約のマンデートに考慮をはらいつつ、各条約の下での計画及び戦略の策定と実施にあたり、引き続き協調を模索し強化するよう促すこと。

(d) 土地、水、森林管理、農業、農村開発、早期警戒システム、環境、エネルギー、天然資源、保健及び教育並びに貧困削減及び持続可能な開発戦略をはじめとする関係政策及びプログラムを通じ、砂漠化の防止と対処並びに干ばつの影響を緩和するための措置を統合すること。

(e) 砂漠化と干ばつに関する監視及び早期警戒を改善するために、地元での入手可能な情報に対するアクセスを提供すること。

(f) 地球環境ファシリティ(GEF)の第2回総会に対して、砂漠化防止条約の成功裏な実施のためのGEFによる支援の手段として、土地の劣化(砂漠化及び森林破壊)をGEFの焦点分野として指定したGEF評議会の勧告に基づき行動することを求めること；またその結果として、条約締約国会合の権限と決定を考慮しつつ、行動計画の策定と実施のための資源を提供し動員する上でのGEFと条約のグローバル・メカニズムの補完的な役割を認識しつつ、GEFを条約の資金メカニズムとすることを検討すること。

(g) 管理と法の執行を強化し、国際社会が開発途上国に対して資金及び技術支援を行うことで、草地資源の持続可能性を改善すること。

\*\*\*\*\*

42. 山岳生態系は、独特の生活を支え、重要な流域資源、生物多様性、独特な動植物相を含む。その多くは特に脆弱で、気候変動の悪影響を受けやすく、特別な保護が必要である。以下のようなあらゆるレベルでの行動が必要である。

(a) 持続可能な山岳開発の環境、経済、社会的要素を統合するプログラム、政策、アプローチを開発し、推進し、特に開発途上国における貧困撲滅プログラムに良い影響をあたえるような国際協力を強化すること。

(b) 適切な場合に、森林破壊、侵食、土地の劣化、生物多様性の喪失、水流の途絶、氷河の後退に対処するためのプログラムを実施すること。

(c) 山岳社会が直面している不平等の排除に役立つ公共及び民間投資を含め、適切

な場合には、ジェンダーに配慮した政策とプログラムを策定し、実施すること。

(d) 山岳の特別な脆弱さを考慮しつつ、特別な訓練プログラムや国内及び国際市場、通信及び輸送計画へのより良いアクセスを含め、多様化、伝統的な山岳経済、持続可能な生活手段及び小規模な生産システムを推進するプログラムを実施すること。

(e) 自らに影響を及ぼす政策決定への山岳社会の完全な参加と関与を促進し、全ての開発イニシアティブについて先住民の知見、伝統及び価値観を統合すること。

(f) 応用研究及びキャパシティー・ビルディングについて国家及び国際支援を動員し、開発途上国及び経済移行諸国の山岳生態系の持続可能な開発の効果的な実施のために資金及び技術支援を行い、国際山岳年2002年の精神を考慮しつつ、すべての利害関係者からの十分な支援により、具体的な計画、プロジェクト及びプログラムを通じて山岳住民の貧困問題に対処すること。

\*\*\*\*\*

43. ホストコミュニティの文化的、環境的健全性を維持し、生態学的に影響を受けやすい地域と自然遺産の保護を拡充する一方、ホストコミュニティの住民が観光資源から受ける恩恵を増大させることを目的として、国際エコツーリズム年2002年、国連文化遺産年2002年、2002年世界エコツーリズムサミットとそのケベック宣言及び世界観光機関が採択したツーリズムのための地球規模の倫理規定の精神を考慮しつつ、非消費型観光、エコツーリズムをはじめとする持続可能なツーリズムの開発を促進する。また、地方及び地域社会の強化に貢献するために、持続可能な観光業の開発とキャパシティー・ビルディングを促進する。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) あらゆるレベルで国際協力、海外直接投資、官民双方とのパートナーシップを強化すること。

(b) 環境、天然資源及び文化遺産の保護を改善するために、エコツーリズムへの人々の参加を促し、先住民及び地域コミュニティがエコーツーリズムを発展させその恩恵を蒙ることを可能とし、観光開発と文化遺産の保全に対する利害関係者の協力を強化するような、教育と訓練を含むプログラムを策定すること。

(c) 国内観光を改善し企業の発展を活発化し、持続可能な観光業の開発、投資及び

観光に関する啓蒙プログラムを支援するために、開発途上国と経済移行諸国に対し技術支援をおこなうこと。

(d) 世界観光機関及びその他関連機関の支援により、伝統、文化、環境へのマイナス効果とリスクを最小限に抑えることを確保すると同時に、ホストコミュニティに対する恩恵を最大化するために、ホストコミュニティが観光アトラクションへの来訪を管理することを支援すること。

(e) 市場や商業情報へのアクセスを円滑化し、成長過程にある地元企業、特に中小企業の参加を得ること等により、経済活動の多様化を促進する。

\*\*\*\*\*

44. 持続可能な開発全体及び貧困撲滅において重要な役割を担っている生物多様性は、我々の地球、人類の安寧、そして人々の生活と文化的独自性にとって不可欠である。しかしながら生物多様性は現在、人間の活動が原因で類をみない速さで失われつつある；生物多様性条約の第15条に従って、特に遺伝資源の保有国において、地域の人々が生物多様性の保全と持続可能な利用から恩恵を受ける場合のみ、この傾向を覆すことができる。この条約は、生物多様性の保全と持続可能な利用、遺伝資源の利用による利益の公正で衡平な配分のための重要な手段である。条約の三つの目的をより効率的かつ一貫した形で実施するためには、また、2010年までに現在の生物多様性損失速度を著しく減少させるためには、新たな又は追加的な資金及び技術資源を開発途上国に提供する必要がある；また、あらゆるレベルにおける以下の行動が必要である。

(a) 条約の目標をグローバル、地域、国家の部門別及び部門横断的なプログラム及び政策、特に各国と国際金融機関の経済部門のプログラムと政策に統合すること。

(b) 様々な生態系、地域及びテーマ別の分野に関連する分野横断的問題として、持続可能な観光業を含む生物多様性の持続可能な利用に関する条約の下での進行中の作業を推進すること。

(c) 共通の責務と関心事項については、それぞれのマנדートに必要な配慮を払いつつ、特に共同計画及び共同プログラムの策定等を通じて、条約とその他の多国間環境協定との効果的な共同作用を促進すること。

(d) 国家、地域及び地球規模の行動計画、特に国の生物多様性戦略及び行動計画を通じて、作業プログラムと決定を積極的にフォローアップすること等により、条約及びその規定を実施し、地域社会に根付いた生物多様性の持続可能な利用を促進するイニシアティブを含む、また、持続可能な開発と貧困撲滅に関連したものを含む部門横断的な戦略、プログラム及び政策への条約とその規定の統合を強化すること。

(e) 条約の下で進行中の作業に詳しく示されているように、生態系アプローチの幅広い実施と一層の発展を推進すること。

(f) 特に開発途上国及び経済移行諸国に適切な形で資金源及び技術を還流することで、生態系内、世界遺産地域及び絶滅危惧種の保護のためのものを含め、生物多様性の保存と持続可能な利用のための具体的な国際支援とパートナーシップを推進すること。

(g) 生物多様性を効果的に保存し持続可能な形で利用するために、ホット・スポット地域及び生物多様性にとって不可欠なその他地域のためのイニシアティブを推進し、支援し、国家的、地域的なエコロジカル・ネットワークと回廊の開発を推進すること。

(h) 先住民の及び地域社会に根ざした生物多様性保全の取り組みを強化することを目的として、開発途上国に対しキャパシティー・ビルディングを含む資金及び技術支援をおこなうこと。

(i) 生物多様性の減少の主な原因の1つであるとされる侵入種を抑制するための国家的、地域的、国際的努力を強化し、あらゆるレベルでの侵入種に関する効果的な作業プログラムの策定を促すこと。

(j) 国家の法律に従い、伝統的知識、革新及び慣行の所有者である地域及び先住民コミュニティの権利を認め、これら知識、革新及び慣行の所有者の承認と参加により、相互が同意した条件に基づいて、これらの知識、革新及び慣行の利用のための利益配分メカニズムを策定し、実施すること。

(k) すべての利害関係者に対し条約の目的の実施に貢献するよう慫慂するとともに、そのような貢献を行い得るようにすること、また特に、生物多様性を持続可能な方法で保存し、利用するにあたり、青少年、女性並びに先住民及び地域コミュニティが果たす特定の役割を認識すること。



- (l) 伝統的知識の利用に関する意志決定と政策立案における先住民及び地域コミュニティの効果的な参加を促進すること。
- (m) 生物多様性の保護と持続可能な利用のために、国家の優先事項と法律に従い、適切な場合には、特に国家の独自システムと伝統的システムを開発し実施する努力に際し、開発途上国及び経済移行諸国に対する資金及び技術支援を促すこと。
- (n) アクセスと利益配分に関する法的、行政的又は政策的な措置及びアクセスと利益配分のための相互に同意した条件下での契約やその他の取極めを締約国が策定及び起草する際の一助となるインプットとして、条約の遺伝資源へのアクセスと遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分に関するボン・ガイドラインの幅広い実施と、同ガイドラインに関する作業の継続を推進すること。
- (o) ボン・ガイドラインを念頭に、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分を促進、保護するための国際的制度について、生物多様性条約の枠組み内で交渉すること。
- (p) 世界知的所有権機関の知的所有権と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会、及び、条約の第8条(j)及び関連規定 に関するアド・ホック・オープンエンド作業部会における既存のプロセスの成功裏な完了を促進すること。
- (q) 専門家の交換、人的資源の訓練、研究志向の制度的キャパシティー・ビルディングを含む生物学とバイオセーフティーに関する科学的及び技術的協力の強化等を通じて、条約の第15条と第19条に従い、遺伝資源に基づく生物学から生じる成果と利益へのアクセスのための実際的な措置を推進すること。
- (r) 共同作用と相互支援の拡大に向けて、関連協定の下での決定を考慮しつつ、また議論の結果を予断することなく、ドーハ閣僚宣言に概説されている国際貿易及び知的所有権に関する合意と条約との関係についての議論を推進すること。
- (s) 世界分類学イニシアティブの行動計画の実施を推進すること。
- (t) 条約、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書及びその他の生物多様性関連の合意を未だ批准していない全ての国々に対しこれらを批准するよう慫慂し、既に批准している国々に対し国家、地域、国際レベルでの効果的な実施を推進し、また、このために開発途上国及び経済移行諸国を技術面及び資金面で支援するよう慫慂

すること。

45. 森林及び樹木は地表の約1/3を覆っている。天然林と人工林の双方の、また木材と非木質林産物のための持続可能な森林経営は、持続可能な開発の達成に不可欠であり、貧困を撲滅し、森林減少を著しく緩和し、森林における生物多様性の損失や土地及び資源の劣化を防ぎ、食料安全保障並びに安全な飲料水並びに入手可能なエネルギーへのアクセスを改善するための重要な手段であり、天然林、人工林及び樹木がもたらす多面的な便益を強調し、また、地球と人類の安寧に貢献する。関心を有する政府と、民間部門、先住民及び地域コミュニティ並びにNGOを含む利害関係者との間のパートナーシップを通して、各国及び地球規模で持続可能な森林経営を達成することは、持続可能な開発に向けた不可欠な目標である。このことは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 統合的なアプローチを通じて森林部門とその他の部門のつながりを十分に考慮しつつ、国際的政治議題の優先事項として持続可能な森林経営を承認することによって、これを達成するための政治的なコミットメントを強化すること。

(b) 国、地域及び地球レベルでの持続可能な森林経営の実施を促進し調整し、特に森林における生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献するための重要な政府間メカニズムとして、森林に関する協調パートナーシップの支援を得つつ、国連森林フォーラムを支持すること。

(c) 国際社会からの支持を得つつ、国内の森林法規の実行と森林の生物資源を含む林産物の違法な国際貿易について早急な行動を起こし、これらの分野の国内法制度の実行に関連する人材面及び制度面のキャパシティー・ビルディングを提供すること。

(d) 持続可能な伐採を実現するための手段を普及・促進し、円滑化し、資金の供給及び環境上適正な技術の移転と開発を促進するために、国及び国際レベルで早急な行動を起こすことで、持続可能でない伐採に対処すること。

(e) 現在貧困及び最も著しい森林減少率に苦しみ、政府から国際協力が歓迎されるであろう地域におけるニーズに対応するためのイニシアティブを策定・実施すること。

(f) 資金供給の増加、環境上適正な技術の移転、貿易、キャパシティー・ビルディング、あらゆるレベルでの森林法規の実行と行政、並びに森林に関する政府間パネル(IP

F) / 森林に関する政府間フォーラム (IFF) の行動提案を含む持続可能な森林経営を実施するための統合的な土地・資源管理を促進するために、パートナーシップ及び国際協力を構築し、強化すること。

(g) 各国及び森林に関する協調パートナーシップによるIPF/IFFの行動提案の実施を加速し、2005年の進捗状況の評価に貢献するために国連森林フォーラムへの報告を行う努力を強化すること。

(h) 先住民及び地域社会に根ざした持続可能な森林経営への全面的かつ効果的な参加を確保するために、先住民及び地域社会に根ざした森林経営システムを認識し、支援すること。

(i) 国連森林フォーラム、森林に関する協調パートナーシップのメンバー並びにその他の森林関連のプロセス及び条約と緊密に協力し、全ての関係する利害関係者の参加を得つつ、あらゆるタイプの森林生物多様性に関する生物多様性条約の新たな作業計画を実施すること。

46. 鉱業、鉱物及び金属は多くの国の経済及び社会発展に重要である。鉱物は現代の生活に不可欠である。持続可能な開発に向けた鉱業、鉱物及び金属の貢献を拡充することは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 持続可能な鉱業と鉱物の開発のための透明性と説明責任を促進するために、鉱業、鉱物、金属のライフサイクルを通じて、労働者の健康と安全を含む環境、経済、保健及び社会的な影響と恩恵に対する取り組みを支援し、幅広いパートナーシップを利用し、関心を有する政府、政府間機関、工業会社及び労働者並びにその他の利害関係者の間の既存の国家及び国際レベルの活動を前進させること。

(b) 各国の規則に従い、国境を越える重要な影響を考慮しつつ、土地の回復プロセスのための閉鎖後を含め、採鉱オペレーションのライフサイクルを通じた鉱物、金属及び鉱業の発展に積極的な役割を果たすよう、地域及び先住民コミュニティ及び女性を含む利害関係者の参加を拡大すること。

(c) 小規模鉱業を含む鉱物の採鉱と加工のための資金、技術、キャパシティー・ビルディング支援を開発途上国及び経済移行諸国に対して提供することで、持続可能な採鉱慣行を醸成し、また、可能かつ適切な場合に、付加価値のある加工法を改善し、科学的情報と技術情報の質を高め、劣化が進んだ土地を再生し、回復させること。

## V. グローバル化する世界における持続可能な開発

47. グローバリゼーションは、持続可能な開発にとって機会と挑戦を提供する。グローバリゼーションと相互依存は、世界経済の成長、開発、世界中の生活水準の向上のため、貿易、投資、資本移動に対し新しい機会と、情報技術を含む技術の進展を提供する。同時に、深刻な金融危機、不確実性、貧困、排他性、社会内外での不平等を含む、深刻な課題も存在する。途上国と移行経済国は、これらの課題と機会に対応する上で特別の困難に直面している。グローバリゼーションは、十分に包括的であり、公正なものであるべきである。また、国レベルと国際レベルで、途上国と移行経済国がこれらの課題や機会に効果的に対応することを支援するために、これらの諸国が十分に効果的に参加して形成され実施される政策と措置が強く求められている。そのことは、全てのレベルで以下の緊急の行動を取ることを必要としている。

(a) 持続可能な開発を追求する上で、すべての国に利益となる、開かれた衡平でルールに基づいた予見可能で非差別的な多角的貿易・金融システムを追求し続けること。ドーハ閣僚宣言に含まれる作業計画の完了及びモンテレイ合意の実施を支援する。ドーハ閣僚宣言が、途上国に利益をもたらす物品の市場アクセスを高めることを含め、途上国のニーズと利益を閣僚宣言の作業計画の中心に置くことを決定したことを歓迎する。

(b) 意思決定過程及び組織構造が開放的でかつ透明であることを確保しようとする国際金融機関及び国際貿易機関による現在進行中の努力を奨励する。

(c) 生産性、商品の多様性並びに競争力、地域社会に根ざした起業家の能力及び運輸・通信インフラ開発の改善を目的とした国際協力及び措置を通じ、自由貿易の恩恵を受けられるよう自由貿易の恩恵を受けられるよう後発開発途上国、内陸の開発途上国、小島嶼開発途上国を含めた開発途上国の能力を高める。

(d) モンテレイ合意の第64パラに言及されているように国際労働機関(ILO)を支持し、グローバリゼーションの社会的側面に関する同機関で進行中の作業を奨励する。

(e) 既存の及び将来の市場アクセスの機会を活用すること、また、貿易、環境及び開発の関係を検討することを含め、調整された、効果的でかつ目的を定めた貿易関連技術支援及びキャパシティ・ビルディングプログラムの実施を強化する。

48. WTO加盟メンバーによるドーハ閣僚会議の成果を実施し、貿易関連技術支援及びキャパシティ・ビルディングをさらに強化し、途上国のニーズや利益をWTO作業計画の中心に置くことによって途上国が多角的貿易体制に、有意義に、効果的に、かつ完全に参加することを、確保する。

49. リオ原則に基づき政府間の合意及び措置、国際的イニシアティブ、及び官民パートナーシップ並びに適切な国内規制を十分に展開し効果的に実施すること等を通じ、企業責任と企業の説明責任を積極的に推進し、また、全ての国における企業慣行の継続的な改善を支持する。

50. 国及び金融市場に関する情報のアクセスをより容易で、正確、時宜にかなない、到達範囲を拡げる官民のイニシアティブを奨励する途上国の能力を強化する。多国間及び地域的な金融機関は、これらの目的のために更なる支援を提供することができる。

51. 持続可能な開発の目標を達成するために、適当な場合には、国際金融機関及び地域開発銀行の支援を得て、多角的貿易体制と統合的な先進国と開発途上国・移行経済国間及び途上国間内の地域的な貿易・協力協定を強化する。

52. 相互に合意された下の技術移転や財政的・技術的支援の提供を通じ、開発途上国及び移行経済国が、デジタル・ディバイドを縮小させ、IT が提供する機会を創出し、開発のための情報通信技術の潜在力を引き出すことを支援する。この文脈において情報社会に関する世界会議を支援する。

## VI. 保健と持続可能な開発

53. 環境と開発に関するリオ宣言には、人類は、持続可能な開発に向けての問題の中心であり、自然と調和した健全で生産的な生活を送る権利があると述べられている。全人類の保健を高めるためには貧困撲滅が不可欠である一方、持続可能な開発の目標は、衰弱性疾患の大流行が起こらない場合にのみ達成し得る。特に女性及び児童並びに障害者、老人及び先住民を含むその他の社会的弱者に特別な焦点をあてて、環境に根ざす病因も含め健康障害の原因及びそれらが開発に及ぼす影響に緊急に対処する必要がある。

\* \* \*

54. 関連する国連会議やサミット及び国連特別総会の報告を考慮しつつ、人権及び基本的自由と調和するかたちで、また、国内法や文化及び宗教上の価値観と一致し人権や基本的自由と合致する形で、病気を予防し、制御し、治療することを目的として、効果的で、利用しやすく、入手可能な方法で、基本的な保健サービスを全ての人々に提供し、環境が健康に及ぼす脅威を軽減するための保健制度のキャパシティーを強化する。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

- (a) 最も脆弱な人々を含む保健問題を、貧困撲滅と持続可能な開発のための戦略、政策及びプログラムの中に統合すること。
- (b) 保健システムの全段階における、予防、入手可能な価格による安全な基礎医薬品、予防接種サービス及び安全なワクチン並びに医療技術に対する公平で改善されたアクセスを含めた入手可能で効率的な保健サービスを促進すること。
- (c) 保健情報システムと開発による弊害についての統合的なデータベースを含むすべての人々のための保健戦略を実施するために、開発途上国及び経済移行諸国への技術、資金援助を行うこと。
- (d) 保健ケアサービスにおける人的資源の開発と管理を改善すること。
- (e) 適切な部分には、国連機関の関与を得つつ、2010年までに世界規模での保健リテラシーの改善を達成することを目指し、健康教育を促進するためのパートナーシップを策定し推進すること。
- (f) 特に女の乳幼児及び女児の予防可能かつ不均衡な死亡を廃絶することに焦点をあてつつ、2015年までに、2000年との比較で、5歳未満の乳幼児の死亡率を2/3減らし、妊産婦の死亡率を3/4減少させるためのプログラム及びイニシアティブを策定するとともに、先進国と開発途上国の間の及び内部での格差を可能な限り迅速に縮小すること。
- (g) 保健サービス、教育、研修並びに治療及び医療技術への公平なアクセスを構築し、かつ劣悪な保健状態の二次的な影響に取り組むことを通じて、新ワクチンの開発、健康リスクとの接触の減少、優先度の高い公衆衛生分野、特に影響を受けやすく脆弱な集団に対して研究努力を絞込みかつ研究成果を適用すること。

(h) 先住民及び地域コミュニティが伝統的知識と医療行為の保護者であることを認識しつつ、適切な場合は現代医療と併用しながら、効果的な伝統医薬知識と医療行為の保護、開発及び利用を推進すること。適切な場合には、国際法に合致する形で、伝統的知識の効果的な保護を促進する。

(i) 妊産婦医療及び緊急の産科医療に特別の配慮をしつつ、女性が衡平に保健サービスを利用できることを確保すること。

(j) 世界子どもサミット、環境と開発に関する国連会議、国連人口・開発会議、社会開発に関する世界サミット及び第4回世界女性会議を含む最近の国連会議及びサミットで示されたコミットメント及び成果並びにそれぞれの会議等のレビューや報告書との整合性を確保しつつ、適切な年齢のすべての個人に対し、リプロダクティブ・ヘルスや性に関わる健康問題を含め、健康的な生活を促進することに効果的に取り組むこと。

(k) 適切な場合には、保健と環境の関連性を評価し、得られた知見を活用することにより、人間の健康に対する環境の脅威に対応するより効果的な国家又は地域政策を形成するための国際的なキャパシティー・ビルディングに関するイニシアティブを打ち出すこと。

(l) 各国がおかれた個別の状況及び女性に特有の技術ニーズを含む男女の平等を考慮し、国際的な資金援助を得つつ、開発途上国と経済移行諸国の地方と都市部に対して安全な水、衛生サービス及び廃棄物管理のための技術を、相互に合意した条件に基づき、官民のマルチ・セクター・パートナーシップを通じたものを含め、移転し、普及すること。

(m) 職業上の死亡、負傷及び疾病を減少させるためのILOと世界保健機関(WHO)のプログラムを強化、推進、かつ公衆衛生及び教育を推進する方途として職業衛生を公衆衛生の促進と連動させること。

(n) 十分な、安全で、文化的に受け入可能かつ栄養学的に適切な食糧の入手可能性及びこれらの食糧に対するすべての人々のアクセスを改善し、消費者の健康保護を増進させ、微量栄養素の不足の問題に取り組み、既存の国際的に合意された約束並びに関連基準及びガイドラインを実施すること。

(o) 専ら心疾患、癌、糖尿病、慢性呼吸器疾患、負傷、暴力及び精神障害などの非

伝染性の疾患や症状及びアルコール、タバコ、不健康な食習慣、運動不足を含む関連危険要因に対応するための予防、健康増進及び治療のためのプログラムを、適用可能な場合には開発し、強化すること。

55. 合意された達成期限の範囲内に、第26回国連総会特別会合において採択されたHIV/AIDSについての約束宣言において合意されているすべてのコミットメントを実行すること。この宣言では、特に15歳から24歳までの若い男女におけるHIV感染率を、もっとも感染率の高い国においては2005年までに、世界的には2010年までに25%減少させること、並びに、以下のことにより、マラリア、結核及びその他の疾患と闘うことが強調されている。

(a) 防止及び治療に関する国家戦略、地域的及び国際的協力措置を実施すること、及び、HIV/AIDSによる孤児に対して特別な支援を行うための国際的イニシアティブを策定すること。

(b) 資金援助をもっとも必要とする国々の世界エイズ、結核、マラリア対策基金へのアクセスを促進する一方、同基金を支えるに足る十分な資金を提供することについての約束を履行すること。

(c) 特に、適切な場合には、自主的な取り組みを促すHIV/AIDSと働く世界に関するILO行動規範及びその他多大な文献を考慮しつつ、職場の保健状況を改善するために、労働者の健康を守り、職業安全性を高めること。

(d) HIV/AIDS、マラリア、結核といった貧困者疾患について、生物医学及び健康並びに新ワクチン及び医薬品の開発のための研究開発に十分な公共資金を投入し、民間資金の投入を奨励すること。

56. 女性と子供に特別な配慮をはらいつつ、以下のことにより、大気汚染がもたらす呼吸器疾患及びその他の健康への悪影響を軽減する。

(a) 官民パートナーシップを通じたものを含め、開発途上国への技術及び資金協力を利用しつつ、地域及び国家プログラムを強化すること。

(b) ガソリンに含まれる鉛の段階的な使用停止を支援すること。

(c) よりクリーンな燃料の使用と近代的な汚染管理技術の使用を通じ、排気ガスの削



減努力を強化し、支援すること。

(d) 特に、女性や児童の健康に悪影響を与える、食事や暖房に使用する在来燃料源への依存度を減少させるために、開発途上国による地方社会への入手可能なエネルギー供給を支援すること。

57. 鉛ベースの塗料や人間とのその他の接触源の使用を段階的に廃止し、特に子供の鉛との接触防止に務め、監視及び監督努力及び鉛中毒の治療を強化する。

## VII. 小島嶼国における持続可能な開発

58. 小島嶼開発途上国は環境と開発の双方について特別な事例である。これらの国は自国内において持続可能な開発に向けて引き続き主導的な役割を果たしているものの、アジェンダ21、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画、及び総会の第22回特別会合で採択された決定の中で明確に強調されている不利な要因の相互作用により、ますます制約を受けている。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) GEFの重点分野を通じたものを含む適切な資金と、国際社会からの環境上適正な技術の移転及びキャパシティー・ビルディング支援により、行動計画の国内及び地域的な実施を加速すること。

(b) 妥当な地域漁業管理機関の支持及び強化によって、漁業資源の持続可能な管理の実施の促進及び漁業からの収入を改善する。適当な場合には、最近設立されたカリブ地域漁業機構及び中西部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存・管理に関する条約のような合意等を支持・強化すること。

(c) 国連海洋法条約の文脈における関係する地域的な管理イニシアティブ並びにUNEPの地域海計画に加え、沿岸地域と排他的経済水域及び大陸棚(適切な場合は、沿岸基線から200海里を超える大陸棚の区域を含む)における持続可能な方法で境界画定を行い管理するための特定のイニシアティブの策定などを通じて小島嶼開発途上国に対し支援を行うこと。

(d) 以下を開発し、更に実施すること目指してキャパシティー・ビルディングを含めた支援を行うこと。

(i) 海洋及び沿岸における生物多様性に関する作業計画の一部としての小島嶼開発途上国特有の要素。

(ii) GEFの重点分野を通じた小島嶼開発途上国に関する淡水計画。

(e) 小島嶼開発途上国において、陸上起因の活動からの海洋環境保護のための世界行動計画の実施を目的としたイニシアティブに2004年までに着手することにより、廃棄物及び汚染とそれらによる健康関連の影響を効果的に削減、予防及び管理すること。

(f) 小規模経済における貿易についてのWTO作業計画を巡る進行中の交渉及び策定作業の中で、ドーハ開発アジェンダの文脈において、世界経済への統合について深刻な構造的困難を背負っている小島嶼開発途上国に対して適切な考慮がはられるよう努力すること。

(g) 文化及び伝統を保護し、天然資源の効果的な保存管理を行いつつ、持続可能な観光についての地域に根ざしたイニシアティブを2004年までに策定し、観光製品の多様化に必要な能力を構築すること。

(h) 包括的な災害管理および危機管理を行い、災害に対する予防、緩和及び準備を行い、災害、異常気象現象やその他の緊急事態による被害の軽減を助けるために、地域社会を支援する形で小島嶼開発途上国に対する支援を行い、小島嶼開発途上国の適切な国家及び地域機関に対する支援を行うこと。

(i) 小島嶼開発途上国における持続的な開発を促進する手段として、経済、社会及び環境に関する脆弱性インデックス及び関連指標の確定と、それに続く早期施行を支持すること。

(j) 適用可能な場合は、気候変動に関する国連枠組条約の下での約束と整合的な形で、小島嶼開発途上国が気候変動、海面上昇及び不安定な気候の悪影響に適用するためのニーズを満たすために、十分な資源及びパートナーシップを活用して小島嶼開発途上国を支援すること。

(k) 小島嶼開発途上国が知的所有権の枠組みを実施するために行う、キャパシティー・ビルディング及び制度構築の努力を支援すること。

\* \* \*

59. 特に、以下のことを通じて、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のために十分な、入手可能で、環境上適正なエネルギー・サービスの提供を支援する。

(a) 国連システム及びパートナーシップ・イニシアティブを通じ、2004年までにエネルギー供給とサービスについての進行中の努力を強化し、新規の努力を支援すること。

(b) 地域固有で再生可能なエネルギーを含め、エネルギー源の効率的な使用方法を開発し、促進し、小島嶼開発途上国の訓練、技術的ノウハウについてのキャパシティー・ビルディングを行い、エネルギー管理分野における国内制度を強化すること。

60. SIDSが以下のことについてキャパシティー・ビルディングを行い、これらを強化するための支援を行う。

(a) 健康管理への衡平なアクセスを推進するための健康管理サービス。

(b) 感染性、および非感染性の疾病、特にHIV/AIDS、結核、糖尿病、マラリア及び Dengue 熱と闘い、これらの疾病を管理するために必要な医薬品及び技術を持続可能で入手可能な方法で提供するための保健システム。

(c) 地方及び都市部の双方における、廃棄物及び汚染の管理削減並びに水及び衛生サービスの提供システムの維持管理能力の構築に向けた努力。

(d) 本文書第2章に概説されている貧困撲滅を目的とするイニシアティブを実施するための努力。

61. 国連総会決議S - 22/2に含まれる規定に従い、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のためのバルバドス行動計画の実施について、2002年中に全面的かつ包括的なレビューを行い、またこの文脈において、総会に対し、第57回会合において小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための国際会議を開催することを検討するよう要請する。

## VIII. アフリカにおける持続可能な開発

62. 国連環境開発会議以降、持続可能な開発は多くのアフリカ諸国にとって未だ手

が届かないままである。貧困はいまだに重要な課題であり、アフリカ大陸は更に周縁化されアフリカ大陸の大部分の国はグローバル化が提供する機会による恩恵を十分受けていない。持続可能な開発に向けたアフリカの努力は、紛争、不十分な投資、限定された市場アクセス機会及び供給サイドの制約、持続不可能な債務負担、歴史的には減少傾向にあるODAレベル並びにHIV/AIDSの影響によって妨げられている。持続可能な開発に関する世界首脳会議はこうした特別な課題に対処する国際社会のコミットメントを再活性化し、アフリカにおけるアジェンダ21の実施のための具体的な行動に基づく新たなビジョンを実行に移すべきである。アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)はアフリカの首脳による、アフリカの人々に対する誓約である。それは、アフリカ諸国間での、またアフリカ諸国と国際社会との間のパートナーシップが貧困撲滅のための共有-共通のビジョンの主要要素であることを認識し、更にアフリカ諸国が個別的にまたは集团的に、世界の経済と政治に活発に参画しつつ、持続可能な成長と開発の道筋にのることを目指している。それはアフリカの全市民が分かち合うアフリカ大陸における持続可能な開発のための枠組みを提供している。国際社会はNEPADを歓迎し、特にアフリカ開発会議(TICAD)が支援する南南協力の利益を活用すること等によって、このビジョンを実施するために支援を行うことを約束する。国際社会はまた、貧困削減戦略ペーパーを含め、貧困削減戦略を体現しアフリカ諸国により自主的に推進されているその他の既存の開発のための枠組みに対する支援を約束する。持続可能な開発の実現には、あらゆるレベルにおける以下の行動が含まれる。

(a) 持続可能な成長と開発を達成し、平和、安定、安全及び紛争の解決と予防、民主主義、良いガバナンス・開発の権利を含む人権及び基本的自由の尊重及びジェンダー間の平等を実現するためのアフリカの努力を支援するために、地域、準地域、国内、地方レベルで実現可能性を高める環境を創出すること。

(b) 国家の政策及びプログラム並びに、適用可能な場合には貧困削減戦略ペーパーのような、国家が自主的に主導する貧困削減及び持続可能な開発に関する戦略と整合的するように、資金の提供、技術面及び制度面での協力並びに地域的、準地域的及び国家レベルでの人的面及び制度面でのキャパシティー・ビルディングを通じた支援を含め、NEPADのビジョン及びその他の確立された地域的、準地域的な取り組みの実施を支援すること。

(c) 技術の開発、アフリカへの移転及び普及を促進し、傑出したアフリカの拠点における技術と知識を更に発展させること。

(d) 世界水準の技術の開発と適用を可能とするような、効果的な科学技術施設及び研究活動をアフリカ諸国が開発させるように支援すること。

(e) 国家が自主的に主導する貧困削減戦略の枠組みの中で、教育を促進するための国家計画および戦略の策定を支援し、国際的に合意された教育関連の開発目標の達成を全面的に支える能力を高めるために教育研究機関を強化すること。これらの開発目標には、2015年までに、すべての児童が男女同様に初等教育の全課程を全うすることができ、女児及び男児が国家のニーズ関係するあらゆるレベルの教育に対する衡平なアクセスを有するにいたるとのミレニアム宣言に盛り込まれた目標が含まれる。

(f) 持続可能な開発支援を支援する形で、基幹インフラの開発、技術へのアクセス、研究センターのネットワーク化、輸出製品への価値の付加、技能の開発及び市場アクセスの増大のための財政貢献及び技術的支援を組み合わせることで、アフリカ諸国の産業の生産性、多様性及び競争力を高めること。

(g) 魅力的で投資に資する環境を創出するために、効果的で透明な規制及び管理の枠組みや、価値の付加、幅広い参加、社会的および環境上の責任及び市場アクセスの拡大等の発達を支援することにより、アフリカの持続可能な開発に対する産業部門、特に鉱業、鉱物及び金属産業による貢献度を高めること。

(h) アフリカ諸国が持続可能な開発のための環境立法政策および制度改革を行うための能力を強化するために、また、環境影響評価を行い、適切な場合には多国間環境協定の交渉および実施を行うために、財政貢献及び技術的支援を行うこと。

(i) 関係する利害関係者とともに、プロジェクト、プログラム及びパートナーシップを策定し、海洋及び沿岸環境の保護と開発のためのアフリカ・プロセスの成果の効果的実施のために資源を活用すること。

(j) 以下のイニシアティブ等を通じて、アフリカにおけるエネルギー問題に効果的に対処すること。

(i) 今後20年間以内に、特に地方で、アフリカの人口の少なくとも35パーセントがエネルギーへの安定したアクセスを享受出来ることを目指すNEPADのエネルギーに関する目標を実施するためのアフリカの取り組みを支援するために、プログラム、パートナーシップおよびイニシアティブを策定し促進すること。

(ii) 天然ガスのよりクリーンで効率的な使用と再生可能なエネルギーの活用の増大を奨励すること、並びに、特に地方及び都市周辺部において、エネルギー効率及びよりクリーンな化石燃料技術を含む先進的エネルギー技術へのアクセスを改善することを含め、エネルギーに関する他のイニシアティブの実現に向けた支援を行う。

(k) 気候変動、異常気象、海面上昇及び気候の不安定性による悪影響に関する適応ニーズのために適切な資源を動員することでアフリカ諸国を支援し、国連気候変動枠組条約と統合的な形で、国家気候変動戦略及び緩和計画の策定を支援し、引き続きアフリカにおける気候変動の悪影響を緩和するための行動をとること。

(l) アフリカにおける持続可能な開発と交通の利便性を高めるために、入手可能な輸送システムおよびインフラの整備についてのアフリカの努力を支援すること。

(m) 上記パラグラフ40に加え、アフリカにおける山岳コミュニティに影響を与える貧困に取り組むこと。

(n) 森林破壊と闘うこと及び森林部門の政策及び法的枠組みを改善するための措置を含め、持続可能な森林管理の能力を構築するためにアフリカにおける植林と再植林に対し資金援助及び技術支援を行うこと。

\* \* \*

63. 国家計画の実施のための能力を開発するために、アフリカにおける国家レベルでの砂漠化防止条約実施努力に対して資金援助と技術支援を行い、土地及び天然資源管理の慣行に先住民の知識システムを統合し、適当な場合には、地方社会への拡大サービスを改善し、土地の劣化に対処するための改良された農業慣行を含め、より良い土地及び流域管理のための慣行を推進する。

64. 以下の目的のために保健システムの開発と強化のための資金援助およびその他の支援を動員する。

(a) 医療サービスへの公平なアクセスを奨励すること。

(b) 貧困に起因するものを含む非感染性の疾患に加え、HIV/AIDS、結核、マラリア及びトリパノソーマ症を含む感染性疾患と闘いこれらを管理するために、持続可能

で入手可能な形で必要な医薬品と技術を提供すること。

(c) 医療および救急医療の要員のキャパシティー・ビルディング。

(d) 適当な場合には、伝統的な医薬品を含む先住民の医学的知見を奨励すること。

(e) エボラ出血熱の調査および管理を行うこと。

65. アフリカにおける紛争は、持続可能な開発の利益とそれを目指す努力の双方を妨げ、また多くの場合には消し去ってしまい、最も脆弱な社会の構成員、特に女性と児童が最も深刻な被害を蒙ることを認識しつつ、あらゆるレベルにおける以下の努力とイニシアティブを通じて、自然災害および紛争の人的及び環境上の影響を含め、自然災害および紛争に効果的に対処する。

(a) 設備面及び人的側面の能力を含め、地方レベルを含め、観測、早期警戒システム、評価、予防、準備、対応及び復旧を含む効果的な災害管理のためのアフリカ諸国の能力強化のために資金援助及び技術支援を行うこと。

(b) 自然災害及び紛争の結果として起こる人の移動にアフリカ諸国がよりよく対処出来るよう支援を提供し、早期対応メカニズムを設置すること。

(c) 人道上の悲劇的結果を回避するために、紛争の防止及び解決、管理及び緩和に向けた、並びに、表面化しつつある紛争状態に早期に対応するためのアフリカの努力を支援すること。

(d) 難民受入国に対し、難民受入と定住の過程で損害を受けたインフラ及び生態系や居住環境を含む環境を復旧するための支援を行うこと。

66. あらゆるレベルにおける以下のイニシアティブを含め、統合された水資源開発およびそこから生じる上下流双方の便益の最適化、すべての使用法にわたる水資源の開発と効果的な管理及び水質及び水域生態系の保全を推進する。

(a) 地域的条件を尊重し、全ての利害関係者を参加させ、公共機関と民間企業の実績を監視し説明責任を改善しつつ、政府による安定した透明性の高い国内的な規制枠組みの中で、貧困層のニーズを優先させる、水供給と下水処理のための公的および民間投資を奨励するイニシアティブを通じて飲料できる生活用水、衛生教育及び改

善された衛生設備及び廃棄物処理へのアクセスを家庭レベルで提供し、緊急用水の供給ネットワーク、処理のインフラを整備し、地方及び都市の双方において水と衛生サービスを供給するシステムの維持管理能力を構築すること。

(b) 上記パラ25と合致する形で、すべての主要な水域について統合された河川流域および流域管理戦略と計画を策定し実施すること。

(c) 地域、準地域および国におけるデータの収集と処理能力及び計画立案、研究、監視、評価及び執行能力、並びに水資源の管理のための取り組みを強化すること。

(d) 地下水及び湿地生態系を含む水資源を汚染から保護し、最も深刻な水不足の際には、エネルギー効率が良く、費用対効果が高く、持続可能な方法での海水の脱塩、雨水採取及び水のリサイクルを含め、非在来型の水資源を開発する努力を支援すること。

67. あらゆるレベルにおける以下のイニシアティブ等を通じ、合意されたミレニアム開発目標、特に2015年までに飢餓に苦しむ人々の割合を半減させるとのミレニアム宣言に含まれる目標を推進し、著しく改善された持続可能な農業生産性および食料安全保障を達成する。

(a) 各国のニーズに応じて、アフリカ諸国における農業部門を再生し、持続可能な形で漁業を発展させ、インフラ、技術及び拡大サービスへの投資を増大させるための研究プログラムおよび開発計画を含む国家政策及びプログラムの策定と実施を支援すること。アフリカ諸国は2005年までに、国家貧困撲滅プログラムの文脈で食料安全保障戦略の策定と実施を進める過程にあるべきである。

(b) 国内法に基づき、そしてすべての人、特に女性に資金へのアクセスを与えるため、経済的・社会的弱者の強化、貧困削減並びに土地の効率的かつ生態学的に適正な利用に繋がり、土地を相続する権利を含め女性の生産者が意思決定者や事業者となり得るような形で、法の支配を順守した土地・土地所有改革プロセスを通じて、土地及び土地所有への衡平なアクセスを確保し、資源に対する権利と責任を明確にするための取り組みおよびイニシアティブを促進すること。

(c) WTO交渉の結果を予断することなく、ドーハ閣僚宣言の枠組み内で、また特恵待遇を与える協定の枠組み内において、アフリカ諸国、特に後発開発途上国原産品を含め、物品の市場アクセスを改善すること。



(d) 地域貿易およびアフリカ諸国間の経済統合を改善するために、アフリカ諸国への支援を行うこと。地域市場インフラに対する投資の誘致と増加を行うこと。

(e) 家畜の疾病の進歩的かつ効果的な制御のための家畜開発プログラムを支援すること。

68. 特にアフリカ諸国による国別化学物質プロフィールの作成、地域及び国内における化学物質管理の枠組みと戦略の策定、化学物質についてのフォーカル・ポイントの確立を支援することを通じて、有害化学物質及び廃棄物に特に焦点をあてつつ、化学物質の適正な管理を実現する。

69. アフリカにおける統合されたイニシアティブを通じ、デジタル・デバイドを解消し、アクセスに関するインフラ及び技術移転及び適用についてのデジタル機会を創設する。投資を誘致し、既存のまたは新規の計画とプロジェクトを加速することによって、主要な機関間の連携をとり、政府の計画および商業計画及びその他の国家経済及び社会生活側面において情報通信技術の採用を触発することが可能となる環境を創設する。

70. 以下の措置を通じ、社会、経済及びインフラ整備に貢献する持続可能な観光を達成するためのアフリカの努力を支援する。

(a) アドベンチャー観光、エコ・ツーリズム、カルチャー観光といった、アフリカ観光産品に特に力点を置いた地域・国家および準地域におけるプロジェクトを実行すること。

(b) 生態系アプローチに従って生態系の保全を促進し、持続可能な観光を促進するために、国内の及び国境を超えた保護区域を設定し、支援すること。

(c) 地域の伝統及び文化を尊重し、天然資源管理とエコ・ツーリズムにおける先住民の知識の活用を推進すること。

(d) 伝統、文化及び環境に対する悪影響を限定しつつ、ホスト・コミュニティが最大の便益を得るために観光プロジェクト管理を行うことに対して支援を行うこと。

(e) 生物多様性条約、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約および地域的生物多様性合意等の合意を含め、それぞれの国が生物多様性関連

の条約の下で有する自国の義務に従い、アフリカの生物多様性の保全、その要素の持続可能な利用および遺伝資源の利用によって生じる便益の公正で衡平な分配を支援すること。

71. 持続可能な都市化及び人間居住地の分野における国と地域の制度的能力を強化するためのイニシアティブを通じ、アフリカ諸国がハビタット・アジェンダ及びイスタンブール宣言を実施する努力を支援し、適切な住居と基本的なサービスを提供し、都市及びその他の人間居住における効率的で効果的なガバナンス・システムを構築し、また特に、UN-HABITAT/UNEPアフリカ都市水管理計画を強化する。

## IX. その他の地域的イニシアティブ

72. 持続可能な開発を推進するために、他の国連地域及び地域的、準地域的及び地域間のフォーラムにおいて重要なイニシアティブが展開されてきた。国際社会はこうした努力及びすでに達成された成果を歓迎し、このための地域間、地域内及び国際的な協力を促しつつ、これらを更に発展させるための行動をあらゆるレベルでとることを求め、各国及び地域がこれらのイニシアティブを更に発展させ実施することに対する支持を表明する。

### A. ラテンアメリカ及びカリブ地域における持続可能な開発

73. 持続可能な開発に関するラテンアメリカ及びカリブのイニシアティブは、2001年10月にリオ・デ・ジャネイロにおいて承認されたヨハネスブルグ2002への道のりについての行動プラットフォームを基礎とした同地域首脳による事業であり、持続可能な開発に向けた地域的行動の重要性を認識し、地域の特異性、共通のビジョン及び文化的多様性に配慮するものである。それは、持続的開発のための倫理を考慮しつつ、生物的多様性、水資源、脆弱性及び持続可能な都市、社会的側面(保健及び貧困を含む)、経済的側面(エネルギーを含む)及び制度的な取決め(キャパシティー・ビルディング、指標及び市民社会の参加を含む)といった持続可能な開発のためのさまざまな分野において具体的行動をとることを目指すものである。

74. このイニシアティブは、南南協力を促進するような、また、グループに属する国々及び金融機関を含む多国間及び地域機関の支援を得てはじめて意味のあるものとなるような行動を、地域内の国々の間で策定することを想定している。これは協力のための枠組みであるので、政府及びすべてのメジャーグループとのパートナーシップに対

して開かれている。

## **B. アジア・太平洋地域における持続可能な開発**

75. ミレニアム宣言示されている、2015年までに貧困層の人口を半減させるという目標を念頭に置きつつ、アジア・太平洋における持続可能な開発についてのプノン・ペン地域プラットフォームでは、この地域が世界人口の半数以上を含み、貧困層の人口が世界で最も多いということが認識されている。したがって、この地域における持続可能な開発の達成は地球レベルの持続可能な開発達成にとって、非常に重要である。

76. 地域プラットフォームはフォローアップのための行動について次に挙げる7つのイニシアティブを特定した：持続可能な開発のためのキャパシティー・ビルディング、持続可能な開発のための貧困削減、よりクリーンな生産および持続可能なエネルギー、土地管理および生物多様性の保全、淡水資源の保護管理とアクセス、海洋・沿岸・海洋資源と小島嶼国の持続可能な開発、大気及び気候変動に対する行動。これらのイニシアティブのフォローアップは、国家戦略、並びに環境上適正で持続可能な開発のための地域行動計画、及びクリーンな環境のための北九州イニシアティブを含む関係する地域及び準地域イニシアティブを通じて行われる。

## **C. 西アジア地域における持続可能な開発**

77. 西アジア地域は水不足と肥沃な土地が少ないことで知られている。この地域は知見を生かしより付加価値の高い物品の生産を促進してきた。

78. 地域準備委員会においては、次の優先事項が確認された：貧困軽減、債務負担の軽減、及び天然資源の持続可能な管理。これは特に、統合された水資源管理、砂漠化防止プログラムの実施、統合された沿岸区域管理及び土地及び水の汚染管理を含む。

## **D. 欧州経済委員会の地域における持続可能な開発**

79. 持続可能な開発に関する世界首脳会議のための欧州経済委員会地域閣僚会合は、この地域が具体的行動を通じて持続可能な開発を達成するための世界的な取り組みにおいて、果たすべき主要な役割と責任有していることを認識した。この地域は、域内の国々がける異なる経済発展段階を有していることにより、アジェンダ21実施の

ために異なるアプローチ及びメカニズムを適用する必要がある可能性があることを認識した。持続可能な開発の三本の柱に相互補完的な形で取り組むために、この地域は、その閣僚宣言のパラグラフ32～46において欧州経済委員会地域がとるべき優先行動を特定した。

80. この地域の持続可能な開発に対するコミットメントを推進するために、地域、準地域及び地域横断的レベルで進行中の努力が存在する。これには特に、欧州における環境プロセス、2003年5月にキエフで開催される欧州経済委員会の第5回閣僚会議、東欧、コーカサス及び中央アジアの12ヶ国についての環境戦略の策定、中央アジア・アジェンダ21、持続可能な開発に関するOECDによる作業、EUの持続可能な開発戦略、特に、持続可能な開発に関係する地域および準地域における条約及びプロセス、特に、オース条約、アルプス条約、環境協力に関する北米委員会、境界水条約、北極圏評議会のイカルイト宣言、バルト海・アジェンダ21及び地中海アジェンダ21が含まれる。

## X. 実施の手段

81. アジェンダ21の実施と、リオ原則、特に、「各国は、地球の生態系の健全性及び完全性を、保全、保護及び修復するグローバル・パートナーシップの精神に則り、協力しなければならない。地球環境の悪化への異なった寄与という観点から、各国は共通のしかし差異のある責任を有する。先進諸国は、彼らの社会が地球環境へかけている圧力及び彼らの支配している技術及び財源の観点から、持続可能な開発の国際的な追求において有している責任を認識する。」との共通だが差異ある責任の原則を充分考慮に入れつつ、各国が自国の開発に一義的な責任を有し、また、国内政策と開発戦略の役割は強調され過ぎることはないとの認識に基づき、各国自身及び他の国際社会の双方による取組の実質的な強化を必要としている。ミレニアム宣言、アジェンダ21及びこの行動計画に含まれるものを含む国際的に合意された開発目標は、これらの目標とイニシアティブを達成するために必要な合意された期限内に、開発途上国によって作成された国内政策および計画の実施、改善された貿易機会、相互の合意に基づいた、譲許のないし特惠的なベースでの環境にやさしい技術へのアクセスと移転、教育及び意識向上、能力構築、並びに意思決定と科学的能力のための情報提供を支援するためには、ミレニアム宣言及びこの行動計画に含まれるものを含む、国際的に合意された開発目標の達成は、モンテレイ合意で結実したように、新規かつ追加的な資金を含め、特に開発途上国に対する資金フローの相当の増加を必要としている。この目的への進展のためには、第3回国連LDC会議において採択された行動計画や

国連島嶼開発途上国持続可能な開発地球規模会議のような主要な国連会議の結果や1992年以降の関連する国際的合意、特に開発資金国際会議及び第4回WTO閣僚会議の合意を、国際社会が実施することが必要であり、それは持続可能な開発を達成する過程の一環としてこれらを礎にすることを含んでいる。

82. 貧困を除去し、社会条件を改善し、生活水準を高め、我々の環境を保護するために、資金を動員し、より効果的に利用すること及びミレニアム宣言に含まれるものを含む国際的に合意された開発目標実現のために必要な国内及び国際的経済状況を達成することは、21世紀が万人にとって持続可能な開発の世紀となることを確保するための我々の最初の一步となるであろう。

83. 成長、貧困撲滅及び持続可能な開発という我々の共通の追求において、重要な課題は公共部門・民間部門双方の国内貯蓄の動員、生産的な投資の適切なレベルの持続、及び人的能力の向上に必要な国内条件を確保することである。重要な任務は、マクロ経済政策の効果、一貫性及び整合性を高めることである。これらを可能にするような国内環境は、国内資源を動員し、生産性を向上させ、資本逃避を減少し、民間部門を促進し、国際投資・支援を惹きつけ、効果的に利用するために不可欠である。このような環境を作るための取組は国際社会によって支持されるべきである。

84. 以下の特定の行動を通して、インフラ開発を含む、開発途上国の持続可能な開発のための活動を支援するために海外直接投資の流れを拡大促進し、開発途上国が海外直接投資から得ることのできる利益を高める：

(a) 開発途上国、特に後発開発途上国への海外直接投資の流入は、持続可能な開発にとり極めて重要であると考えられ、特に、国内資源を補完するインフラ開発及び他の優先分野に対する海外直接投資の流入の著しい増加を図るために必要な国内及び国際的な環境を創出すること。

(b) 持続可能な開発に役立ち得る輸出信用を通じ、開発途上国及び市場経済移行国への海外直接投資を奨励すること。

85. 開発途上国が、ミレニアム宣言に含まれるものを含む国際的に合意された開発目標を達成するためには、ODA及び他の資金の大幅な増加が必要となると認識する。ODAに対する支持を築くために、我々は以下の行動をもって、国内的及び国際的に政策と開発戦略を一層改善することに協力し、援助の効果を高める。

(a) 開発資金国際会議においていくつかの先進国により発表されたODAの増大の約束を利用可能にする。GNPの0.7%を開発途上国への政府開発援助(ODA)とする目標を未だ達成していない先進国に、それに向けた具体的な努力を行うよう、また、2001年～2010年の10年に向けた後発開発途上国のための行動計画のpara 83に含まれる先進国の後発開発途上国向けODAに関する約束を効果的に実施するよう促す。我々はまた、開発資金国際会議の成果に従い、開発途上国が開発目標を達成する上でODAが効果的に活用されるようにするためのこれまでの進捗を更に前進させるよう奨励する。我々は全ての供与国の努力を認め、ODAがこれら目標を凌駕している国、目標に達している国、これら目標に向けてODAを増大させている国を評価し、これら目標を達成するための方法と期限を検討することに着手することの重要性を強調する。

(b) 援助受入国及び供与国、並びに国際機関に対し、貧困撲滅、持続的な経済成長及び持続可能な開発のためにODAをより効率的で効果的なものにするよう奨励する。この点、モンテレイ合意para 43に従い、特に援助受入国のオーナーシップの下での各国の開発ニーズや開発目標を考慮しつつ、受入れ国の案件実施のためのコストを減少させ、ODAの拠出と執行をより弾力的かつ開発途上国のニーズに応じたものにするために、バイ及びマルチの開発・金融機関の援助手続きを最も高い水準で調和化し、また要請がある場合には援助供与の一手段として、開発途上国が策定・執行する、貧困削減戦略ペーパーを含む貧困削減戦略を具体化した開発の枠組みを活用するために、多国間及び二国間の開発・金融機関による取組を強化する。

86. 全てのレベルにおける以下の行動を通じることも含め、既存の資金メカニズム及び機関を充分かつ効果的に利用する：

(a) 国際経済に関する意志決定プロセス及び機関への開発途上国の効果的な参加、並びに金融国際基準の策定へのこれら諸国の効果的かつ衡平な参加を可能とするような、透明、衡平かつ包括的なシステムを醸成するために、現在進められている既存の国際金融アーキテクチャーの改革の取組を強化すること。

(b) とりわけ、資金の提供国及び受取国双方において国際金融環境の安定に貢献するため資金の流れに関する透明性と情報を改善するための措置を促進すること。短期資本移動の過度な変動による影響を緩和する方策は重要であり、検討されるべきである。

(c) 国際機関の持続可能な開発活動、プログラム及びプロジェクトのために、資金が、

適切な場合には、これら機関に対し、タイムリーな、より確実かつ予見可能なものとして確保されるよう努めること。

(d) 多国籍企業、民間財団、市民社会組織を含む民間部門が開発途上国に資金援助及び技術支援を行うよう奨励すること。

(e) メカニズムの透明性と説明責任を確保しつつ、特に小規模の起業家、中小企業及び地域共同体に基盤をおく企業に資するとともに、それらのインフラを改善するために、開発途上国及び移行経済国に対する新規及び既存の公的 / 民間部門の融資メカニズムを支援すること。

87. 新たな及び既存の対象分野の資金要求に対処すること及び受益国、特に開発途上国のニーズと懸念に引き続き対応していくことを可能にした、地球環境ファシリティ (GEF) の成功裡かつ大幅な第3次財源補充を歓迎するとともに、GEF に対して主要な公的及び民間機関からの追加的資金を動員し、より迅速かつ簡素化された手続きにより資金の管理を改善し、また、プロジェクト・サイクルを簡素にするよう奨励する。

88. モンテレイ合意パラ44に記されているように、特別引出権 (SDR) の配分を開発目的に利用するとの提案に留意し、開発途上国にとって不当な負担に繋がるものではないことを条件に、開発目的のための新たな公的及び民間の革新的な資金源を創出する方法を模索する。

89. 開発途上国、特に最貧国及び重債務国の債務問題に包括的に対処するために、債務救済、適切な場合に限り債務帳消し、及び他の革新的なメカニズムを通じ、持続不可能な債務負担を削減する。したがって、債務持続可能性に貢献し持続可能な開発を促進するために、債務救済措置は、パリ・クラブ、ロンドン・クラブ及び他の関連フォーラムを含む場において、適切な場合には、精力的かつ迅速に追求されるべきである。その際、債務者と債権者は持続不可能な債務状況を予防し解決するための責任を分担しなければならないこと、また、対外債務の救済はその後に持続可能な成長と開発の達成と統合的な活動に振り向けられることのできる財源をもたらす点で重要な役割を有することを認識する。したがって、我々は対外債務に関するモンテレイ合意のパラグラフ47から51までを支持する。債務救済の方策は、他の開発途上国に不公正な負担を課さないように行われるべきである。最も貧しく債務に脆弱な国々に対しては、無償資金の活用が拡大されるべきである。各国は、国内の脆弱性を減ずる上で鍵となる要素として、対外債務を監視・管理するための独自の包括的な戦略を策定するよう慫慂される。この点に関し、以下の行動が求められる。

(a) 債務残高を削減するためにとられた既存のイニシアティブを考慮しつつ、持続不可能な債務負担を負った開発途上国の経済状況の、自然災害、交易条件の深刻な悪化又は紛争による根本的な変化に対処するための措置を適切な場合には考慮に入れ、追加的な資金を十分に手当てし、拡大重債務貧困国(HIPC)イニシアティブを迅速、効果的かつ十分に実施すること。

(b) まだ参加していないすべての債権者に対し、HIPCイニシアティブへの参加を慫慂すること。

(c) 国際的な債務者及び債権者を共に適切な国際的なフォーラムに集め、適切な時期に効果的に、持続不可能な債務の再編を行う。その際、適切な場合には、債務に起因する危機の解決に民間部門を関与させる必要性を考慮すること。

(d) 一部の非HIPC低所得国、特に例外的な状況に直面しているこれらの国々の債務持続可能性の問題を認識すること。

(e) 中所得国及び移行経済国を含む開発途上国の債務問題に包括的に対処するために革新的なメカニズムを追求することを慫慂すること。そのようなメカニズムは、持続可能な開発に対する債務スワップを含み得る。

(f) 援助供与国に対し、債務救済に充てられる資金のために、開発途上国が得られるものとして意図されていたODA資金が減少することがないように確保する措置をとるよう慫慂すること。

90. 持続可能な開発の達成と貧困撲滅のために貿易が果たすことのできる主要な役割を認め、我々はWTO第四回閣僚会議で合意された作業計画を実行していくことをWTO加盟国に奨励する。途上国、特に後発開発途上国が、彼らの経済発展の必要に応じた世界貿易の拡大のシェアを確保出来るよう、我々はWTO加盟国に以下の行動をとることを強く要請する。

(a) モンテレー合意に従って、WTOに加盟申請をしている全ての開発途上国、特に後発開発途上国、および移行経済諸国の加盟を促進すること。

(b) 先進国、開発途上国それぞれの開発政策及び開発計画において、適切な貿易政策を位置付けるための重要な約束としてドーハ閣僚会議で採択された作業計画を支



持する。

(c) 実質的な貿易関連技術支援及びキャパシティ・ビルディングを実施し、またドーハ閣僚会議以後に設立されたドーハ開発アジェンダ・グローバル・トラスト・ファンドを、WTO関連の技術支援及びキャパシティ・ビルディングの適正で予見可能な基礎を保証する重要な手段として支持する。

(d) ドーハ宣言で支持されたキャパシティ・ビルディング、成長、統合のためのWTO技術協力に関する新戦略を実施する。

(e) 後発開発途上国に対する貿易関係技術支援のための統合フレームワーク(IF)の実施を全面的に支持し、また開発パートナーに対しドーハ閣僚宣言に従ってIF信託基金への財政貢献の大幅な増額を要請する。

91. ドーハ閣僚宣言及びドーハでの関連する決定に従って、我々はWTO協定や決定の実施に関して途上国によって提起された、これらの協定を続行する際にこれらの国が直面する困難、資源面での制約を含めた問題と懸念、に取り組むため、具体的な行動をとることとする。

92. ドーハ閣僚宣言のパラグラフ45を考慮しつつ以下の行動を実施することにより、とりわけ途上国特に後発開発途上国の輸出関心品目について、特に市場アクセスの観点から、ドーハ閣僚宣言でなされた約束の履行をWTO加盟国に求める。

(a) ドーハ閣僚宣言パラグラフ44に従って、全ての特別かつ異なる措置の規定(SLD)が強化され、より詳細で効果的かつ実施に適したものとするために見直す。

(b) 特に開発途上国の輸出関心品目、タリフピーク、高関税、及びタリフエスカレーションの削減又は撤廃を含めた非農産品に関する関税、及び非関税障壁の削減、又は適切な場合に撤廃を目指す。交渉対象品目は包括的であり、かつ、あらかじめ例外品目をてはならない。ドーハ閣僚宣言に従って、交渉は、関税削減約束に関する相互主義の軽減も含め、開発途上国及び後発開発途上国の特別なニーズ及び関心に十分配慮すべきである。

(c) 交渉結果を予断することなく、農業協定第20条に基づき開始され、ドーハ閣僚宣言のパラグラフ13とパラグラフ14で述べられているように、市場アクセスの実質的改善、あらゆる形態の輸出補助金の段階的撤廃を目指した削減、及び貿易歪曲的な国内助

成の実質的な削減を目的とする包括的な交渉の約束を履行する一方、開発途上国に対する特別かつ異なる待遇は、交渉における全ての要素の不可分の一部であり、また、それが運用上効果的であり、開発途上国が食糧安全保障や農村開発を含む開発ニーズを効果的に勘案できるよう、譲許表に、また適切な場合には、ルール及び規律に体现されることに合意すること。ドーハ閣僚宣言に即し、WTO加盟国から提出された交渉提案に反映された非貿易的関心事項に留意し、非貿易的関心事項が農業協定で規定されているとおり、交渉において考慮されることを確認する。

93. 2001年5月20日にブラッセルで採択された「2000年代LDC後発開発途上国の行動計画」にあるように、いまだに実施していない先進国に対し、全ての後発開発途上国の輸出のための無税・無枠のアクセスとの目標に向かうことを求める。

94. ドーハ閣僚宣言パラグラフ35に従い、その特有の環境に適した方法で、また、持続可能な開発に向けた努力を支援しながら小規模で脆弱な経済を有する国を多角的貿易体制により完全に統合することに影響を及ぼす貿易関連事項及び関心に取り組むために、WTOの作業計画を積極的に進めていくことを約束する。

95. 特に経済多様化、持続可能な資源の管理のための財政・技術支援及び国際援助を通じて、一次産品に依存する諸国が輸出を多様化するための能力を構築し、一次産品価格の不安定性や貿易条件の悪化に取り組み、持続可能な開発を支援するための一次産品共通基金の第二勘定により行われる活動を強化する。

96. 特に技術支援のための資金供与、技術の開発及びキャパシティー・ビルディングを開発途上国に対して行うことを含め、あらゆるレベルでの行動を通じ、また、官民パートナーシップを含め、開発途上国並びに移行経済諸国に対する貿易自由化の利益を増進するために以下を行う。

(a) 貿易インフラを拡充し、制度を強化すること。

(b) 一次産品価格の不安定性や貿易条件の悪化に取り組むために、開発途上国が輸出を多様化させ増大させるための能力を高めること。

(c) 開発途上国の輸出品の付加価値を高めること。

97. 全てのレベルにおける以下の行動を通じ、持続可能な開発を達成するために、貿易、環境及び開発の相互支持性を高めつづける。

(a) ドーハ閣僚宣言においてなされた約束に従って、WTOの貿易と環境に関する委員会及び貿易と開発に関する委員会は、それぞれ与えられた権限の中で、持続可能な開発に資する成果を達成するよう、交渉における開発及び環境の側面を特定し議論を行うための場として活動することを促す。

(b) 持続可能な開発を促進し、環境を向上させるため、補助金に関するドーハ閣僚宣言の作業計画の完了を支援し、また環境上相当程度の悪影響を及ぼし、持続可能な開発と整合的でない補助金の改革を促進すること。

(c) WTO、UNCTAD、UNDP、UNEP及びその他の国際的な環境、開発及び地域機関の事務局間における、途上国への技術支援提供の分野を含む貿易、環境及び開発に係る協力を推進するための努力を奨励する。

(d) 貿易、環境及び開発の相互関連性をよりよく特定するために、国家レベルにおける重要な手法として環境影響評価の自主的な実施を奨励する。この分野の経験を有する国内及び国際機関は、この目的を実現するため、途上国における技術支援を提供することをさらに奨励すること。

98. 貿易と環境という両体系の一体性を維持することの重要性を認識しつつ、持続可能な開発という目標と一致し、WTOを通じて合意された作業計画を支持しながら、多角的貿易体制と、多国間環境協定の相互支援性を促進する。

99. 途上国及び移行経済国において貿易自由化による利益を高め、官民のパートナーシップなどを含む、国家、地域及び国際レベルにおけるさらなる行動を進めることにより、ドーハ閣僚宣言及びモンテレイ合意を補完し、支持する。

(a) 持続可能な開発を達成するという観点から、多国間貿易体制と整合的な形で、貿易・協力協定を締結し、また既存のものを強化する。

(b) 有機製品を含む環境に優しい製品やサービスの国内及び国際的な市場を創設及び拡大する、自主的でWTO整合的な市場に基づいたイニシアティブを支持する。このイニシアティブは、とりわけ、途上国へのキャパシティ・ビルディングや技術支援を通じて環境及び開発上の利益を最大化する。

(c) 特に途上国から輸出を行う者を支援するため、貿易に影響を与える国内規制や手

続きを簡素化し、より透明性を高めるような措置を支持する。

100. TRIPS協定は、WTO加盟国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げないし、妨げるべきではないということに合意されたTRIPS協定と公衆の健康に関するドーハ閣僚宣言の重要性に留意するとともに、多くの途上国及び後発開発途上国に影響している公衆の健康の問題、とくにHIV/AIDS、結核、マalariaや他の感染症に起因する問題に対処する。併せて、我々はTRIPS協定に対する我々のコミットメントを繰り返し強調するとともに、公衆の健康を保護し、とりわけすべての人に対して医薬品へのアクセスを促進するというWTO加盟国の権利を支持するような方法で、協定が解釈され実施され得るし、されるべきであることを再確認する。

101. 各国は、環境の悪化の問題により適切に対処するため、すべての国における経済成長と持続可能な開発をもたらすような協力的で開かれた国際経済システムを促進するため、協力すべきである。環境目的のための貿易政策上の措置は、恣意的な、あるいは不当な差別の手段または国際貿易に対する偽装された制限となってはならない。輸入国の管轄外の環境問題に対処する一方的な行動は避けるべきである。国境を越える、あるいは地球規模の環境問題を取り扱う環境措置は、可能な限り、国際的な合意に基づくべきである。

102. 影響を受ける国々の国民、特に女性や子供の経済社会開発を完全に達成することを妨げ、彼らの福祉を妨害し、さらに、健康や福祉に対する十分な生活水準への全ての人の権利、及び食糧、医療、必要な社会サービスへの権利のために適切な生活水準への皆の権利を含む、人権を完全に享受することへの障害を作り出す、国際法と国連憲章に沿わないいかなる一方的な措置も差し控える、もしくはを避けるという観点から手段を講じる。食糧や薬品を政治的な圧力の道具として用いないことを保証する。

103. 民族、特に、植民地として外国の統治下にある民族の自決権の実現の障害を除去するために更に有効な措置をとる。これらの民族の経済・社会的発展に悪影響を及ぼし続け、人間の尊厳や価値と相容れない障害は、戦い又は除去されなければならない。外国の統治下にある民族は、国際人道法の条項に従って保護されなければならない。

104. 国家間の友好協力関係に関する国際法原則宣言及び国連憲章に従い、上記は、民族の平等及び自決の原則に従って行動する、従って、当該領土に属する人々全体を如何なる差別もなく代表する政府が統治するいずれの主権独立

国家の領土の統一又は政治的統一性を全体的であれ又は部分的であれ分断したり損なうことを承認したり、慫慂しているものと解されてはならない。

105. あらゆるレベルにおける早急な以下の行動を通じて、相互同意に基づき、アジェンダ21の第34章に述べられている通り、特に開発途上国及び経済移行諸国に対し特権及び特惠条件を含む好条件で、環境上適正な技術と対応するノウハウへのアクセスと開発、移転、普及を促進し、円滑にし、適切であれば資金を提供する。

- (a) より効果的に情報を提供すること。
- (b) 環境上適正な技術とこれに対応するノウハウの開発、移転、普及及びこれらへのアクセスを改善するために、開発途上国の既存の国家制度的能力を拡充すること。
- (c) 国主導の技術需要アセスメントを促進すること。
- (d) 官民双方による、費用対効果の大きい方法での環境上適正な技術の移転を促進するような法的及び規制の枠組みを技術供与国と被供与国の双方において設置し、その実施を支援すること。
- (e) 自然災害の影響をうける開発途上国について、早期警戒システム、緩和プログラムと関連する技術へのアクセス及び技術移転を促進すること。

106. あらゆるレベルにおける以下の行動を通じて、特に二国間及び地域レベルでの開発途上国への技術移転を改善する。

- (a) 大学、研究機関、政府機関及び民間部門の間の相互作用、協力、ステークホルダーとの関係やネットワークを改善すること。
- (b) 技術及び生産性センター、研究、訓練及び開発機関並びに国及び地域的クリーナー・プロダクション・センター等の、関連する制度的支援体制のネットワークを構築し強化すること。
- (c) 優良事例を共有し、援助促進計画を推進することにより開発途上国及び経済移行諸国を支援し、投資と技術移転、開発と普及に資するパートナーシップを創設し、産業効率性、農業生産性、環境マネジメント及び競争力を強化するために企業と研究

機関の間の協力を奨励すること。

(d) 開発途上国及び経済移行諸国に対し、公的に所有された又は公共領域における環境上適正な技術や、公共領域における利用可能な科学技術知識に対してアクセスできるよう援助し、これら諸国の開発目標達成のためにこうしたノウハウと専門知識を独自に利用できるようにする。

(e) 開発途上国及び経済移行諸国に対する環境上適正な技術の開発、移転、普及のための既存のメカニズムを支援し、適切な場合には、新たなメカニズムを設立すること。

\*\*\*\*\*

107. 開発途上国に対し、多国間及び世界的な研究開発プログラムのより大きな部分にアクセスするための能力を開発するための支援を行う。この関連で、開発途上国における持続可能な開発センターを強化し、適切な場合には、創設する。

108. 研究開発における協力とパートナーシップを改善し、そのようなパートナーシップの、研究機関、大学、民間部門、政府、NGO及びネットワーク、さらには開発途上国及び先進国双方の科学者及び学者の間での広範な適用を向上させるための行動をとることで、持続可能な開発のための科学技術についてのより高い能力を構築する。この関連で、開発途上国の科学面での優良センターとの、及びそれら相互のネットワーク化を奨励する。

109. 特に自然科学者と社会科学者間、及び科学者と政策立案者間の協力体制を改善することにより、あらゆるレベルにおける以下の緊急行動を含め、全てのレベルにおいて政策と意思決定を改善する。

(a) 科学的知見とテクノロジーの利用を拡大し、また、各国の法律と整合的に、知識の所有者を尊重する形で、地方及び先住民の知識の有用な活用を増大すること。

(b) 統合的科学的アセスメント、リスク・アセスメント、学際的、部門横断的アプローチの活用を拡大すること。

(c) 開発途上国の専門家の広範な参加を得つつ、気候変動に関する政府間パネルを含め、意思決定を支援する国際的な科学的評価を引き続き支援し、それらと協力す

ること。

(d) 科学技術政策の形成と実施において開発途上国を支援すること。

(e) 科学、技術開発、工学部門により大きな役割を与えることを確保するために、科学、公共及び民間機関の間のパートナーシップを構築し、科学者らの助言を意思決定主体に導入すること。

(f) 科学的な根拠に基づく意思決定を推進、改善し、環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に示されている、

「環境を保護するために、各国はそれぞれの能力に応じて予防的取組方法 (precautionary approach) を広く適用しなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な損害が発生するおそれがある場合、完全な科学的確実性の欠如が環境悪化を防止するために費用対効果の高い措置をとることを延期する理由として使用されてはならない」

という予防的取組方法を再確認すること。

110. あらゆるレベルにおける以下の緊急の行動を含め、国際協力を通じ、開発途上国の環境管理・保全政策の形成及び実施を含む、環境保全に関する諸課題に対処するための開発途上国の努力に係る開発途上国の能力向上を支援する。

(a) 開発途上国による環境モニタリング、評価モデル、正確なデータベース及び統合された情報システムのための科学技術の利用を改善すること。

(b) 高品質で、正確な、長期的で、一貫し、かつ信頼性の高いデータの収集のための開発途上国の努力を支援する上で、高精度なデータの収集、検証、更新及び航空と地上観測の一層の改良のために、開発途上国による衛星技術の利用を促進し、適切な場合には、これを改善すること。

(c) 効果的な科学技術政策立案に必要な科学教育及び研究開発活動に関する正確なデータを提供する能力を有する国レベルの統計サービスを設立し、適切な場合には、一層発展させること。

111. アジェンダ21の実施のための科学技術的な助言を要請し、受け取るため、政策立案者と科学界の間に常設のチャンネルを確立し、あらゆるレベルにおいて、知識、経験、最良の事例を共有し、また、特に開発途上国の科学的能力を向上させる目的で、

持続可能な開発のための科学と教育のネットワークを形成し、強化する。

112. 国連情報通信技術 (ICT) タスクフォース及びその他の関係する国際的、地域的なフォーラムの努力によって推進されている作業を基盤として、コミュニケーションの頻度を増やし、経験と知識を共有し、すべての国において情報通信技術 (ICT) の質を高め、これら技術へのアクセスを容易にする手段として、情報通信技術を、適切な場合には利用する。

113. 公的資金による研究開発機関に対し、特に、資金及び技術面での全面的な資源の運用を通してよりクリーンな生産と製品技術を得るための研究開発の強化を目的とする戦略的提携へ参加するために、新規かつ追加的な資源を提供し、特に開発途上国へのこれらの技術の移転と普及を奨励する。

114. 世界公共利益の問題に対する市民の理解を深めるため、世界公共利益の問題を、開かれて、透明で、包含的なワークショップを通じて検討する。

115. 持続可能な開発に深刻な障害を及ぼす国際テロリズムに対して協調した行動をとるとの一層の決意を表明する。

\*\*\*\*\*

116. 持続可能な開発を促進するためには教育が決定的に重要である。このため、以下の目的と行動を追求する各国政府の努力を補完するため、世界銀行及び地域開発銀行を含む二国間及び多国間の供与国、市民社会及び財団等によって、全てのレベルで資金を含む必要な資源を動員することが不可欠である。

(a) 2015 年までに、世界中の児童が男女同様に初等教育の全課程を修了できるようになることを確保し、初等教育の普遍化を達成するというミレニアム宣言に含まれる開発目標を実現すること。

(b) すべての児童、特に村落に住む児童の及び貧困の中に生きる児童、特に女児に対し、初等教育の全課程へのアクセスと全課程を修了する機会を提供すること。

117. 以下を達成するために、開発途上国及び経済移行諸国における教育、研究、公共啓発プログラム及び開発機関に対する資金援助と支援を行う。

(a) 環境及び公衆衛生教育関連のものを含め、教育インフラ及びプログラムを維持



すること。

(b) 世界中の、特に開発途上国及び移行経済諸国における、大学を含む高等教育機関が直面する頻繁で深刻な財政的制約を回避する手段を検討すること。

118. HIV/AIDSによる深刻な影響を受けている国の教育システムにおけるHIV/AIDSの影響に取り組む。

119. 「万人のための教育(EFA)に関するダカール行動枠組」で提案されているように、基礎教育のために、また、教育を持続可能な開発に一層統合されることのために、更に、二国間及び多国間の開発プログラムにおいて国内及び国際的な資源を充当し、公的資金による研究・開発と開発プログラム間の統合を進める。

120. 「万人のための教育(EFA)に関するダカール行動枠組」に定められているように、2005年までに初等中等教育における男女格差を解消し、2015年までにはミレニアム宣言における開発目標を達成するために教育のすべての段階における男女格差を解消する。これは男女平等の考え方を取り入れて、教育形態、訓練、キャパシティー・ビルディングのすべてのレベル及び形態への平等なアクセスを保証する行動を行う。そして男女格差に対して平等にアクセス出来るよう保証する。性差に対して敏感な教育システムを作る。

121. 教育を变化の重要な作因として促進するため、教育のあらゆるレベルにおける教育システムに持続可能な開発を統合する。

122. 「万人のための教育(EFA)に関するダカール行動枠組」を反映し、地域開発の達成につながるような地方の状況やニーズと関連した形で、教育行動計画とプログラムの策定、実施、監視及び評価を、国家、国内及び地域の適切なレベルで行うとともに、持続可能な開発のための教育をこれらの計画の一部として組み込む。

123. 非識字者をなくし、生涯学習の重要性を強調し、持続可能な開発を促進するため、ボランティアによるコミュニティーサービス・プログラムを含め、幅広い公式及び非公式の継続学習の機会をすべての地域社会の構成員に提供する。

124. あらゆるレベルにおける以下の緊急行動を通じることを含め、持続可能な開発を促進するために教育を活用することを支援する。

(a) 地方及び都市双方の地域社会によるアクセスを確保するため、情報通信技術を学校のカリキュラム策定に組み込み、また特に開発途上国に対し、そうした技術に必要なとされる適切な機会を与える環境を整備するための支援を行うこと。

(b) すべてのパートナーが裨益する経験と能力の交換を推進するために、先進諸国の大学や研究機関における開発途上国の学生、研究者、エンジニアに対する、プログラムへの安価で拡充されたアクセスを推進すること。

(c) 持続可能な開発のための教育に関する持続可能な開発委員会の作業計画の実施を継続すること。

(d) 2005年から始まる持続可能な開発のための教育の10年を採択することを検討するよう国連総会に勧告する。

125. 人的、制度的、インフラ面でのキャパシティー・ビルディング・イニシアティブを強化、加速し、この観点から、持続可能な開発に係る開発途上国の具体的ニーズに見合うパートナーシップを推進する。

126. 新規または追加の資金を含め、全ての適切な資源の活用を通じて、開発途上国と経済移行諸国における知識能力を高めるために、知識や技術を開発、利用、適用し、国、準地域、地域における教育や研究、訓練の優秀な中枢機関を強化するための行動を通じて、地方、国、準地域、地域におけるイニシアティブを支援する。

127. 国連開発計画のキャパシティ21プログラムのようなキャパシティー・ビルディング努力の強化を含め、開発途上国に対する技術面、資金面での支援を行う。

(a) 個人、制度、社会レベルでのそれぞれのキャパシティー・ビルディングニーズや機会を評価する。

(b) グローバリゼーションの課題により効果的に対応すること及びミレニアム宣言に含まれているものを含む国際的に合意された開発目標を達成することに焦点を当てた、地域、国家、地域社会レベルのプログラムを支援するための、キャパシティー・ビルディング及び支援プログラムを考案する。

(c) あらゆるレベルにおける持続可能な開発に係る政策と戦略の立案、実施、見直しに、適切な場合に参加するための、青年を含む市民社会の能力を開発する。

(d) アジェンダ21の効果的実施を行うための国家能力を構築し、適切な場合には強化する。

128. 環境と開発に関するリオ宣言の原則5、7及び11を十分考慮しつつ、同宣言の原則10を推進するために、環境情報、環境問題についての司法、行政手続き及び意思決定への市民参加への国レベルでのアクセスを確保する。

129. 性別、年齢その他の項目別のデータを含め、持続可能な開発についての政策およびプログラムに関係する、国および地域レベルでの情報、統計及び分析サービスを強化し、ドナー国に対し、開発途上国が持続可能な開発のための政策を立案し、プログラムを実施する能力を拡充するために資金及び技術支援を行うよう促す。

130. 自由意志に基づいて、各国の状況と優先事項に沿って、ジェンダー問題の統合を含む持続可能な開発のための国家指標に関する各国の一層の取り組みを促す。

131. 持続可能な開発委員会の決定9/4のパラグラフ3に従い、換気用指標に関する更なる作業を推進する。

132. あらゆるレベルにおける以下の緊急の行動を含め、環境へのインパクト、土地利用及び土地利用の変化に関する高精度なデータを収集するため、衛星リモートセンシング、地球地図、地理情報システムを含む地球観測技術の開発と幅広い利用を推進する。

(a) キャパシティー・ビルディングの必要性と地上観測、衛星リモートセンシング、その他の情報源からのデータをすべての国々間で共有することの必要性に鑑み、グローバルな観測システムと研究プログラムの間における統合地球観測のための協力と協調を強化すること。

(b) 地球観測データの活発な交換を含む、貴重なデータの共有を可能とする情報システムを開発すること。

(c) 地球地図のためのイニシアティブとパートナーシップを促進すること。

133. 各国、特に開発途上国の次のような努力を支援する。

- (a) 正確な、長期的で、一貫し、かつ信頼性の高いデータを収集すること。
- (b) データ収集及び地上観測の一層の改善のため、衛星リモートセンシング技術を利用すること。
- (c) 衛星リモートセンシング、衛星測位、地図作成及び地理情報システムの技術を利用することにより、地理情報にアクセスし、それを検索し、利用すること。

134. あらゆるレベルにおける以下の緊急の行動を通じ、自然災害のインパクトを防止し、被害を軽減するための努力を支援する。

- (a) 早期警戒を目的とする災害関連情報への利用可能な費用によるアクセスを提供すること。
- (b) 特にグローバルな気象観測システムからのデータをタイムリーかつ有益な製品へ変換すること。

135. 環境に重大な悪影響をもたらす可能性のあるプロジェクトについての政策決定にとって不可欠な情報を提供するため、適切な場合には、特に国家の手段として、環境影響評価のより幅広い適用を開発し、促進する。

136. 地方及び国レベルでのまた、適切な場合には、地域レベルでの持続可能な開発に関する意思決定のための政策、戦略及びプロジェクトについての方法論を推進し更に発展させる。この関連で、各国で使用されるべき適切な方法論の選択は、それぞれ国の固有の状態や状況に照らし適切な形で、自主的に、それぞれの国の優先的開発ニーズに合致する形で行われるべきである。

## XI. 持続可能な開発のための制度的枠組み

137. あらゆるレベルでの持続可能な開発のための実効的な制度的枠組みは、アジェンダ21の完全実施、持続可能な開発に関する世界首脳会議の成果のフォローアップ、及び新たに表面化しつつある持続可能な開発の諸課題に対応する上で鍵となる。このような枠組み強化を目的とする諸措置は、アジェンダ21及び、アジェンダ21実施計画(‘97)の条項、並びに環境と開発に関するリオ宣言の諸原則を基礎とすべきであり、また、モンテレイ合意やその他の主要国連会議の関係する成果物及び1992年以降の国際合意を考慮しつつ、ミレニアム宣言に盛り込まれたものを含む国際的に合意さ

れた開発目標の達成を促進すべきである。それは、実施手段を含め開発途上国の個別のニーズに配慮し、あらゆる国のニーズに応えるものであるべきである。それは、既存のマンドートを尊重しつつ、持続可能な開発に取り組む国際組織と国際機関の強化につながるべきであり、また、関連する地域、国家及び地方機関の強化につながるべきである。

138. 良いガバナンスは持続可能な開発に不可欠である。適正な経済政策、市民のニーズに対応し得る堅実な民主的制度及び改善されたインフラは持続された経済成長、貧困撲滅及び雇用創出の基礎である。自由、平和及び治安、国内の安定、発展の権利を含む人権の尊重、及び法の支配、男女の平等、市場志向型の政策、及び正義に基づく民主的な社会への全体的なコミットメントもまた不可欠であり、これらは相互補完的な関係にある。

#### A. 目的

139. 持続可能な開発に関するあらゆるレベルでの制度的な合意を強化するための措置が、アジェンダ21の枠組の中でとられるべきであり、それらはUNCED以降の進捗を基礎とし、特に以下の目標の達成につながるべきである。

- (a) 持続可能な開発へのコミットメントを強化すること。
- (b) 持続可能な開発の経済、社会及び環境の側面を均衡のとれた形で統合すること。
- (c) 特に開発途上国のために、資金的及び技術的資源並びにキャパシティー・ビルディングのプログラムを活用することを含め、アジェンダ21の実施を強化すること。
- (d) 一貫性、調整及びモニタリングを強化すること
- (e) 法の支配の推進及び政府機関の強化。
- (f) 国連システムの内外において、機関の権限や比較優位に基づき、国際機関の活動の重複を制限することにより実効性及び効率性を向上させること。
- (g) アジェンダ21の実施における市民社会及びその他の関連利害関係者の参加と実質的な関与を拡大し、透明性及び幅広い市民の参加を促進すること。
- (h) 特に開発途上国の地域レベルを含むあらゆるレベルの持続可能な開発のため

の能力を強化すること。

(i) アジェンダ21及び今次サミットの成果の補強を目的とする国際協力を強化すること。

## **B. 国際レベルにおける持続可能な開発のための制度的枠組みの強化**

140. 国際社会は以下を行うべきである。

(a) 以下の機関等の活動が、各国、特に開発途上国、また適切な場合には経済移行諸国の、持続可能な開発を達成するための国家計画及び優先事項を十分考慮すべきことを強調しつつ、アジェンダ21に反映されているとおり、持続可能な開発の諸目標の統合を強化し、及びアジェンダ21及び当サミットの成果を、関係国連機関、プログラム及び基金、GEF及び国際金融及び貿易機関の政策、作業計画及び作業指針として、それぞれの権限の範囲内において実施するための支援を進めること。

(b) 国連調整主要理事会、国連開発グループ、環境マネジメント・グループ、その他の機関間調整組織を利用しつつ、国連システム、国際金融機関、地球環境ファシリティー及びWTOの間で、及びそれぞれの内部における協力を強化すること。強化された機関間の協調は、実行レベルに特別な力点をおきつつ、特に開発途上国によるアジェンダ21の実施努力を支援するための個別の問題に関するパートナーシップの枠組を関与させつつ、すべての関係する文脈において追及されるべきである。

(c) 持続可能な開発の政策及びプログラムの三つの側面をより強化し、良く統合し、社会問題に第一義的な焦点を当てている主体のプログラム及び政策への持続可能な開発の目的の完全な統合を推進すること。特に、社会開発サミット及びその5年目の見直しの結果のフォローアップを強調することにより、また、これらの報告を勘案しつつ、これらの成果のフォローアップを強調すること、及び社会保護制度を支援することにより、持続可能な開発の社会的側面が強化されるべきである。

(d) UNEPの第7回管理理事会特別会合によって採択された国際環境ガバナンスに関する決定Iを完全に実施し、第57回国連総会に対し、管理理事会/グローバル閣僚級環境フォーラムの全世界的メンバーシップを確立するという重要だが複雑な問題を検討するよう求めること。

(e) 不法に取得された資金の原資国への送還問題を含め、腐敗に関する包括的な国連条約を巡る交渉がタイムリーに完了することを確保するために、積極的かつ建設

的に参加すること。

(f) 適切であれば、持続可能な開発委員会及びその他のイニシアティブ等を通じた全ての利害関係者との対話を通じて、企業の責任及び説明責任並びに持続可能な開発の文脈における優良実施例の交換を促進すること。

(g) モンテレイ合意を実施するためにあらゆるレベルにおいて具体的な行動をとること。

141. 国際レベルでの良いガバナンスは持続可能な開発を達成する上で必須である。ダイナミックで物事を実現可能にする国際経済環境を確保するためには、開発途上国の発展の見通しに影響を及ぼす国際金融、貿易、技術及び投資傾向に対処することにより世界経済ガバナンスを推進することが重要である。このため、国際社会は構造改革やマクロ経済改革への支援の確保、対外債務問題の包括的解決及び開発途上国のための市場アクセスの改善を含むすべての適切な措置をとる必要がある。国際金融アーキテクチャーを改革する努力は、より大きな透明性及び途上国による意思決定への効果的な参加を確保しつつ継続される必要がある。世界的な、ルールに基づく、開かれた、非差別的な、そして衡平な多角的貿易体制及び意味のある貿易自由化は、世界中で開発を大いに触発し、すべての発展段階にある国に利益をもたらすことができる。

142. 活発で効果的な国連システムは、持続可能な開発のための国際協力の推進及びすべての人々に利益をもたらす国際経済システムのために不可欠である。このため、国連の理想及び国際法の原則並びに国連憲章の原則、国連システム及びその他の多国間機関を強化すること、及びこれらの機関の活動の改善を促進することに対する強いコミットメントが不可欠である。各国はまた、不正に入手された資金の原資国への返還を含む汚職のあらゆる側面に関する国連汚職防止条約の交渉及び妥結を可能な限り早期に行うとの約束及びマネー・ロンダリングを撲滅するためのより強化された協力を推進するという約束を果たすべきである。

### C. 総会の役割

143. 国連総会は、持続可能な開発を、国連の活動全体の枠組み、とりわけミレニアム宣言に盛り込まれたものを始めとする国際的に合意された開発目標を達成するための活動の主要な要素として採択するべきであり、また、アジェンダ21の実施とその見直しについて全体的な政治的指示を示すべきである。

#### D. 経済社会理事会の役割

144. 経済社会理事会を、国連システム及びその専門機関の間の調整及び特に機能委員会を始めとする下部組織の監督のための中心的メカニズムとして確認した、国連憲章の関連条文、経済社会理事会に関するアジェンダ21の条文並びに総会決議48/162及び50/227に従い、また、システム全体の調整を強化することによってアジェンダ21の実施を促進するために、経済社会理事会は以下を行うべきである。

(a) システム全体の調整を行い、及び持続可能な開発の促進を目的とする国連の政策及び計画における経済、社会及び環境の側面の均衡のとれた統合を監督するという、自身の役割を増強すること。

(b) 実施の手段を含め、アジェンダ21の実施に関する持続可能な開発についてのテーマについて定期的な検討会を組織すること。これらのテーマに関する勧告は持続可能な開発委員会によって行われ得る。

(c) 持続可能な開発に関する国連の取り組みのあらゆる関係する側面を効果的に考慮に入れるため、自身のハイレベルな調整、運営活動と一般セグメントを十分に活用すること。この文脈において理事会は、自身のハイレベル・セグメント及び関連機能委員会の作業にそれぞれの手続き規則に従いつつ、主たるグループが積極的に参加することを奨励すべきである。

(d) アジェンダ21の実施に関係する自身の機能委員会及びその他の下部組織の活動の一層の協調性、補完性、実効性、効率性を促進すること。

(e) 開発のためのエネルギーと天然資源に関する委員会の作業を終結させ、その作業を持続可能な開発委員会に移管すること。

(f) 本サミットの成果のフォローアップにおける理事会の役割と、モンテレイ合意のフォローアップにおけるその役割の間には、継続的かつ調整された形で密接なつながりがあることを確保すること。このため理事会は、モンテレイ合意に定められているとおりブレトン・ウッズ機関及びWTOとの会合のための取り決めの策定をさらに進めるための方法を模索すべきである。

(g) ジェンダー・メインストリーミングがアジェンダ21の協調された実施のための活動の不可分の一部であることを確保するための努力を強化すること。



## E. 持続可能な開発委員会の役割と機能

145. 持続可能な開発委員会は、引き続き国連システム内の持続可能な開発に関するハイレベル委員会であり続けるべきであり、持続可能な開発の3つの側面の統合に関連する問題を検討する場としての役割を果たすべきである。アジェンダ21の関連箇所に記載され、総会決議47/191として採択されている委員会の役割、機能及びマンデートは依然として適切であるが、委員会は、関係する機関及び組織の役割を考慮しつつ、強化される必要がある。拡充された持続可能な開発委員会の役割には、アジェンダ21の実施の進捗状況のレビュー及び実施、イニシアティブ、パートナーシップ間の統一性の醸成に対する進捗状況の監視が含まれるべきである。

146. 上記の文脈において委員会は、アジェンダ21の実施のために、政府、国際機関及び関連利害関係者を関与させたパートナーシップを推進し円滑化することを含め、あらゆるレベルでの実施を可能にする行動により一層重視すべきである。

147. 委員会は以下を行うべきである。

(a) アジェンダ21の実施の進捗状況をレビューし、評価し、より一層の実施を促進すること。

(b) 個別の部門別問題の部門横断的な側面に焦点を当て、ハイレベル・セグメントを通じて持続可能な開発の様々な側面と部門を取り扱う閣僚間のやり取り等を通じ、改善された政策統合のための場を提供すること。

(c) アジェンダ21の実施に関する新たな課題と機会に取り組むこと。

(d) 委員会は、委員会の会合での交渉を2年毎に限定して、アジェンダ21の実施に関する行動に焦点を当てるべきである。

(e) 各会合で検討されるテーマ数を限定すること。

148. 実施を円滑にするとの自身の役割との関連で、委員会は以下を重要視すべきである。

(a) アジェンダ21の進捗過程をレビューし、より一層の実施を推進すること。この文脈において、委員会は、実施に関する制約を特定し、これらの制約を克服するための勧告を行うべきである。

(b) 持続可能な開発を促進するパートナーシップでの議論のフォーカルポイントとして、教訓、進捗状況及び優良事例の共有を含む役割を果たすこと。

(c) 既存の情報を十分に生かしながら、持続可能な開発のための資金援助、技術移転及びキャパシティー・ビルディングに関連する問題をレビューすること。この関連で、持続可能な開発委員会は、国別報告と地域的経験をより効果的な活用を検討し、そのための適切な勧告を行うことができる。

(d) 持続可能な開発計画、意志決定及び持続可能な開発戦略の実施を支援する措置についての分析と経験の共有を行うための場を提供すること。この関連で委員会は、国別報告及び地域報告のより効果的に活用することを検討し得る。

(e) 国際法文書及びメカニズムに関係するアジェンダ21の実施を促進するために関係する政府間機関が果たす役割に十分配慮しつつ、持続可能な開発の分野における重要な法的進展を考慮すること。

149. 委員会の実際的なモダリティー及び作業計画に関しては、委員会のテーマ別の作業計画が作成される次回会合で、委員会により具体的な決定が下されるべきである。特に、以下の問題が検討されるべきである。

(a) 総会決議47/191に含まれる委員会のマンデート全体の実施についてバランスのとれた検討を行うこと。

(b) 委員会の作業に国際機関及び主たるグループがより直接的かつ実質的な関与を行うことを引き続き確保する。

(c) 例えば、科学界を利用し、国、地域及び国際的科学ネットワークを委員会に關与するよう奨励することにより、持続可能な開発に対する科学的貢献について一層の検討をすること。

(d) 適切な場合には、委員会の活動に参加することも含め、持続可能な開発に対する教育者の貢献を推進すること。

(e) 会合間会議の日程及び開催期間。

150. 持続可能な開発で得られた優良事例及び教訓を促進するさらなる措置をとることに加え、情報技術のより広範な利用を含む、データ収集及び普及に関する現代的な手法の利用を促進する。

## F. 国際機関の役割

151. 国際金融機関、WTO及びGEFを含め、国連システムの内外において、国際機関が、それぞれのマンダートの範囲内で次に掲げる共同努力を強化する必要性を強調する。

(a) アジェンダ21の実施のためのあらゆるレベルでの実効的かつ共同の支援を促進すること。

(b) アジェンダ21、WSSDの成果物、ミレニアム宣言の持続可能な開発関連部分、モンテレイ合意及び2001年11月にドーハで開催された第4回WTO閣僚会議の成果物を実施するために国際機関の実効性及び調整を高めること。

152. 国連事務総長に対し、非公式な共同努力を通じたものを含め国連システム調整主要理事会を活用しつつ、持続可能な開発に関するシステム全体の機関間の協力及び調整を更に促進し、情報交換を促進するための適切な措置を講じ、経済社会理事会及び委員会に、アジェンダ21を実施するためにとられるべき行動についての情報を常に与えることを要請する。

153. 特に開発途上国における地方及び国レベルの開発に関するキャパシティー・ビルディング努力を支援するための重要なメカニズムであるキャパシティー21から得た経験に基礎を置きながら、UNDPの持続可能な開発に関するキャパシティー・ビルディング事業への支援を著しく強化する。

154. UNEPと、その他の国連機関・専門機関、ブロン・ウッズ機関及びWTOとの協力を、それらの権限の範囲内で強化する。

155. UNEP、UN HABITAT、国連ハビタット、UNDP及びUNCTADは、権限の範囲内において、とりわけキャパシティー・ビルディングを推進する分野を含め、あらゆるレベルでの持続可能な開発事業に対する貢献及びアジェンダ21の実施を増強すべきである。

156. 国際レベルでアジェンダ21の実効的な実施を促進するために、次に掲げること

も行われるべきである。

(a) 持続可能な開発に関する国際会議日程を整理し、適当であれば、実施に関する実質的な事項により多くの時間を費やすように、会議の回数、長さ及び交渉に要する時間を削減すること。

(b) 持続可能な開発のための世界首脳会議の成果を支援するために、全関係者による実施のためのパートナーシップ・イニシアティブを促進すること。この関連で、更なるパートナーシップの策定や、パートナーシップのフォローアップにあたっては、WSSDでの準備作業に留意すべきである。

(c) 情報及び通信技術分野の発展を最大限活用すること。

157. 持続可能な開発に関する国際的制度的枠組みの強化は進化途上にある。関連国際取決めの見直しの継続、ギャップの特定、機能の重複排除、及びアジェンダ21の実施を目的とし、持続可能な開発の経済、社会、環境の各側面を統合し、効率性を高め、調整を図る努力を継続することが不可欠である。

#### **G. 地域レベルの持続可能な開発のための制度的枠組みの強化**

158. アジェンダ21及び本サミットの成果物の実施は、地域委員会やその他の地域及び準地域の機関及び組織を通じて、地域及び準地域レベルで効率的に実施されるべきである。

159. 地域委員会、国連の基金、計画、及び機関、地域開発銀行並びにその他の地域及び準地域機関及び組織の間において、持続可能な開発に関する地域内調整及び協力は改善されるべきである。これには、適切な場合には、国家及び地域の優先事項を反映しつつ、合意された持続可能な開発についての地域戦略及び行動計画の策定、強化及び実施のための支援を含む。

160. 特に、アジェンダ21の関連条項を考慮しつつ、地域委員会は、その他の地域及び準地域組織と協力して以下の行動をとるべきである。

(a) アジェンダ21の実施等を通じて、バランスのとれた形で持続可能な開発の3側面を地域委員会の業務へ統合することを促進する。このため地域委員会は、内部の取り組みを通して能力を強化すべきであり、適切な場合、外部からの支援を受けるべきである。

(b) 例えば、アジェンダ21の実施に関する各国を含む経験、優良事例、ケーススタディ及びパートナーシップの経験の交換を促進し、強化することにより、持続可能な開発の経済的、社会的、環境的側面を地域、準地域、その他の組織の業務へバランス良く統合することを円滑にし、促進すること。

(c) 技術及び資金援助の動員を支援し、貧困撲滅の目標への取り組みを含む地域及び準地域的に合意された持続可能な開発プログラム及びプロジェクトの実施のために十分な資金が供給されることを円滑にすること。

(d) 全ての利害関係者の参加を引き続き推進し、地域及び準地域レベルでのアジェンダ21の実施を支援するパートナーシップを推奨すること。

161. 例えば、アフリカの開発のための新パートナーシップ(NEPAD)や世界的に合意された小島嶼国開発途上国の持続可能な開発のための行動計画のような、地域及び準地域的に合意された持続可能な開発のイニシアティブ及びプログラムは、支援されるべきである。

#### H. 国家レベルの持続可能な開発のための制度的枠組みの強化

162. 各国は、以下を行うべきである。

(a) 適切な場合は、政策決定、調整、実施、法の執行に必要な既存の権限及びメカニズムを確立又は強化することを通じて、国内のあらゆるレベルでの持続可能な開発のための制度的枠組みに対する一貫したかつ協調されたアプローチを引き続き促進すること。

(b) 持続可能な開発のための国家戦略を策定し完成させるために早急に措置をとり、2005年までにこれらの実施を開始すること。このため、適当な場合は、開発途上国、特に後発開発途上国の特別なニーズを考慮しつつ、国際協力を通じて適切な戦略を支援すべきである。このような戦略は、適用可能な場合、持続可能な開発の経済、社会及び環境の側面を統合する貧困削減戦略として策定し得る。さらに、各国の優先事項に従い進められるべきである。

163. 各国は自国の持続可能な開発に関して第一義的な責任を有しており、国の政策及び開発戦略の役割は強調しても過ぎることはない。すべての国は、特に、持続可能な開発を支援する明確で効果的な法を制定し施行することにより、国家レベルで

持続可能な開発を推進しなければならない。すべての国は、必要なインフラを提供し、透明性、説明責任及び公平な行政、司法制度を推進することにより政府機関を強化すべきである。

164. すべての国は、立法、規制、活動、政策及び計画に関する情報へのアクセスを提供する措置によるものを含め、市民参加を促進すべきである。すべての国はまた、持続可能な開発に関する政策の立案及び実施について完全な市民参加を促進すべきである。女性は、政策立案及び意思決定に完全にかつ平等に参加することができるべきである。

165. 持続可能な開発政策にハイレベルな焦点を与えるために、地方を含む国家レベルでの持続可能な開発理事会及び/又は調整体制の設置または強化をより一層推進する。この関連で、全ての利害関係者の参加が促進されるべきである。

166. 全ての国、特に開発途上国と経済移行諸国による、持続可能な開発のための地方を含む行政組織/行政システムを強化する努力を支援する。これには、持続可能な開発の戦略と計画の策定にあたり、適用可能な場合は、貧困削減戦略、援助協調といった分野横断的なアプローチを推進すること、参加型アプローチを推奨すること及び全ての活動にジェンダー視点を取り入れることを含め、政策分析、管理能力、実施能力を強化することを含む。

167. アジェンダ21及び本サミットの成果を実施するにあたり、及び、ローカル・アジェンダ21プログラムと関連するイニシアティブとパートナーシップに対する継続された支援を強化する。特にハビタット・アジェンダで求められているように、持続可能な開発を進展させるために、とりわけ地方自治体及びその他の政府のレベル並びに利害関係者同士及びその間のパートナーシップを推奨する。

## 1. 主たるグループの参加

168. あらゆるレベルで持続可能な開発を達成するためのプログラムと行動について、政府と、すべての主たるグループ及びボランティアグループを含む非政府関係者間のパートナーシップを強化する。

169. 国連加盟国及びオブザーバー国の完全かつ透明な参加を得て、開発の権利を含む人権と環境の間の可能な関係について行われている検討を認識する。

170. 例えば、地域の青少年評議会やこれに相当する組織を支援し、未だそのような

組織がない場合は相当する組織の設立を促進すること等を通じ、持続可能な開発に関するプログラムと活動に対する青少年の参加を促進し、支援する。

\*\*\*\*\*